# 第192回国会(臨時会)通過議案要旨集

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過(成立)した議案要旨等について、平成 28年12月17日現在で取りまとめたものです。

## 目 次

Ι	第192回国会(臨時会)議案審議等概況	1
П	第192回国会(臨時会)議案審査経過	
(	○閣法	3
(	○衆法	5
(	○ / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
(	○ > ○予算······	22
(	○ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	22
(	○承認	23
(	○承諾	23
	○ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24
(	○決議案····································	25
Ш	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会····································	27
ì	〇 総務委員会······	37
	○incon	40
	○/A/19	48
	○ / 1/1/1/3 安良 公 ○ 財務金融委員会····································	50
	○ 対初 並	54
ì	○ スポイナ 安良 ス ○ 厚生労働委員会····································	59
ì	〇岸工为副发兵云 〇農林水産委員会······	64
	〇展师·/////	69
ì	〇国土交通委員会····································	73
ì	○ 日 工	81
ì	○文工体件及只女 ○予算委員会····································	82
ì	○『昇文兵云 ○議院運営委員会····································	85
	〇政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 ○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	86
	〇環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会	88
IV	決議案······	93
V	通過議案概要一覧	95
[ =	参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	105

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式 名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民	自由民主党(~9月26日)
日氏	自由民主党・無所属の会 (9月26日~)
民維ク	民主・維新・無所属クラブ(~3月28日)
民進	民進党・無所属クラブ(3月28日~)
公明	公明党
共産	日本共産党
おおさか	おおさか維新の会(~6月1日)
維新	日本維新の会(8月24日~)
生活	生活の党と山本太郎となかまたち(~10月13日)
自由	自由党(10月13日~)
社民	社会民主党・市民連合
民主	民主党・無所属クラブ (平成27年12月18日 解散)
維新	維新の党(平成27年12月18日 解散)

<sup>(</sup>注)上記会派略称中、「維新」が「日本維新の会」と「維新の党」のいずれを指すかについては、それぞれのページで※印を付して欄外に注記しています。

#### I 第192回国会(臨時会)議案審議等概況

#### 1 会 期

平成28年9月26日から12月17日までの83日間

#### 2 議案件数

閣 法 30件(成立 24件、継続 6件)

衆 法 67件(成立 12件、継続 50件、審査未了 1件、

撤回 4件)

参 法 113件(成立 5件、参議院未付託未了 108件)

予 算 3件(成立 3件)

条 約 3件(承認 2件、継続 1件)

承認を求めるの件 1件(継続 1件)

承諾を求めるの件 2件(継続 2件)

決算等 17件(継続13件、審査未了 4件)

決議案 8件(可決 1件、否決 4件、未了 3件)

(参考)

委員会決議 3件(農林水産委員会、国土交通委員会、政治倫理の確立及

び公職選挙法改正に関する特別委員会)

## Ⅱ 第 192 回 国 会 ( 臨 時 会 ) 議 案 審 査 経 過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

		衆議院								参議院			
提出	議案件名	3	員	会			本 会	議	委員	会	本 会	議	公布日
回次		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	(法律番号)
189	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実 習生の保護に関する法律案(内閣提出、第189 回国会閣法第30号)	法務	9/26	10/21	修正	有	10/25	修正	11/17	可決	11/18	可決	11/28 (89)
189	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、第189回国会閣法第31号)	法務	9/26	10/21	可決	有	10/25	可決	11/17	可決	11/18	可決	11/28 (88)
189	民法の一部を改正する法律案 (内閣提出、第 189回国会閣法第63号)	法 務	9/26					閉会中 審査					
189	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、 第189回国会閣法第64号)	法 務	9/26					閉会中 審査					
189	労働基準法等の一部を改正する法律案 (内閣 提出、第189回国会閣法第69号)	厚生労働	9/26					閉会中 審査					
190	人事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣 提出、第190回国会閣法第33号)	法 務	9/26					閉会中 審査					
190	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に 関する法律案(内閣提出、第190回国会閣法 第41号)	内閣	9/26	10/26	可決		10/28	可決	11/8	可決	11/9	可決	11/16 (76)
190	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(内閣提出、第190回国会閣法第42号)	内閣	9/26	10/26	可決		10/28	可決	11/8	可決	11/9	可決	11/16 (77)
190	環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴 う関係法律の整備に関する法律案(内閣提 出、第190回国会閣法第47号)	TPP	9/26	11/4	可決	有	11/10	可決	12/9	可決	12/9	可決	12/16 (108)
190	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、第190回国会閣法第54号)	厚生労働	9/26	11/25	修正		11/29	修正	12/13	可決	12/14	可決	

| ယ |

		衆議院								参 i			
提出	議案件名	3	美員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	武 余 计 石	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	臨床研究法案(内閣提出、第190回国会閣法 第56号)	厚生労働	9/26					閉会中 審査					
192	地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出第1号)	総務	10/4	10/4	可決		10/4	可決	10/11	可決	10/11	可決	10/19 (75)
192	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機 構法の一部を改正する法律案(内閣提出第2 号)	国土交通	10/25	10/26	可決	有	10/28	可決	11/10	可決	11/11	可決	11/18 (79)
192	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の 抜本的な改革を行うための消費税法の一部 を改正する等の法律等の一部を改正する法 律案(内閣提出第3号)	財務金融	10/18	11/1	可決		11/8	可決	11/17	可決	11/18	可決	11/28 (85)
192	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の 抜本的な改革を行うための地方税法及び地 方交付税法の一部を改正する法律等の一部 を改正する法律案(内閣提出第4号)	総務	10/18	11/1	可決	有	11/8	可決	11/17	可決	11/18	可決	11/28 (86)
192	金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	財務金融	11/1	11/16	可決	有	11/17	可決	11/24	可決	11/25	可決	12/2 (98)
192	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能 の強化等のための国民年金法等の一部を改 正する法律の一部を改正する法律案(内閣提 出第6号)	厚生労働	10/21	10/28	可決		11/1	可決	11/15	可決	11/16	可決	11/24 (84)
192	公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査 法の一部を改正する法律案(内閣提出第7 号)	倫理選挙	10/25	11/15	可決		11/17	可決	11/25	可決	11/28	可決	12/2 (94)
192	独立行政法人石油天然ガス·金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	経済産業	10/25	10/28	可決	有	11/1	可決	11/10	可決	11/11	可決	11/16 (78)
192	一般職の職員の給与に関する法律等の一部 を改正する法律案(内閣提出第9号)	内 閣	11/1	11/2	可決		11/8	可決	11/15	可決	11/16	可決	11/24 (80)

			衆	議	ß	<del></del>			Ž.	参 請	義 院		
提出	議案件名	耋	員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	战 未 什 <b>石</b>	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	特別職の職員の給与に関する法律の一部を 改正する法律案(内閣提出第10号)	内閣	11/1	11/2	可決		11/8	可決	11/15	可決	11/16	可決	11/24 (81)
192	地方公務員の育児休業等に関する法律及び 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行 う労働者の福祉に関する法律の一部を改正 する法律案(内閣提出第11号)	総務	11/14	11/17	可決		11/18	可決	11/24	可決	11/25	可決	12/2 (95)
192	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正 する法律案(内閣提出第12号)	法務	10/25	11/2	可決		11/8	可決	11/24	可決	11/25	可決	11/30 (90)
192	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正 する法律案(内閣提出第13号)	法務	10/25	11/2	可決		11/8	可決	11/24	可決	11/25	可決	11/30 (91)
192	裁判官の育児休業に関する法律の一部を改 正する法律案(内閣提出第14号)	法務	10/25	11/2	可決		11/8	可決	11/24	可決	11/25	可決	12/2 (96)
192	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部 を改正する法律案(内閣提出第15号)	安全保障	11/14	11/17	可決		11/18	可決	11/24	可決	11/25	可決	11/30 (92)
192	商法及び国際海上物品運送法の一部を改正 する法律案(内閣提出第16号)	法 務	12/13					閉会中 審査					
192	教育公務員特例法等の一部を改正する法律 案(内閣提出第17号)	文部科学	10/25	11/2	可決	有	11/8	可決	11/17	可決	11/18	可決	11/28 (87)
192	割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提 出第18号)	経済産業	11/1	11/16	可決	有	11/17	可決	12/1	可決	12/2	可決	12/9 (99)
192	道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提 出第19号)	国土交通	11/15	11/18	可決		11/22	可決	12/1	可決	12/2	可決	12/9 (100)

## 〔衆 法〕

			衆	議	ß	完			į	<b>参</b>	義 院		
提出	<b>達安 <i>叶 夕</i></b>	73	<b>美</b>	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議案件名	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
189	政党助成法を廃止する法律案 (穀田恵二君提 出、第189回国会衆法第1号)	倫理選挙	9/26					閉会中 審査					

		衆議院							Ž	参 <b>i</b>	義 院		
提出	議案件名	3	<b>美</b>	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議一条 11 石	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
189	放送法の一部を改正する法律案 (逢坂誠二君 外 2 名提出、第189回国会衆法第10号)	総務	9/26					閉会中 審査					
189	農業者戸別所得補償法案(岸本周平君外5名 提出、第189回国会衆法第13号)	農林水産	9/26					閉会中 審査					
189	農地・水等共同活動の促進に関する法律案 (岸本周平君外 5 名提出、第189回国会衆法 第14号)	農林水産	9/26					閉会中 審査					
189	中山間地域その他の条件不利地域における 農業生産活動の継続の促進に関する法律案 (岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法 第15号)	農林水産	9/26					閉会中 審査					
189	環境保全型農業の促進を図るための交付金 の交付に関する法律案(岸本周平君外5名提 出、第189回国会衆法第16号)	農林水産	9/26					閉会中 審査					
189	政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀 田恵二君提出、第189回国会衆法第17号)	倫理選挙	9/26					閉会中 審査					
189	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼ すおそれのある通商に係る交渉に関する情 報の提供の促進に関する法律案(岸本周平君 外3名提出、第189回国会衆法第19号)	内 閣	9/26					閉会中 審査					
189	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外7名提出、第189回 国会衆法第20号)	内閣	9/26	12/2	修正	有	12/6 12/15	修正同意	12/13	修正	12/14	修正	
189	原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(田嶋要君外3名提出、第189回国 会衆法第30号)	環境	9/26					閉会中 審査					
189	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険 料及び年金保険料等の徴収に関する業務の 効率化等の推進に関する法律案(今井雅人君 外5名提出、第189回国会衆法第31号)	内 閣	9/26					閉会中 審査					

		衆議院								<b>参</b> 請	<b>養</b> 院		
提出	議案件名	<i>3</i> 3	<b>美</b>	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議 未 计 · 右	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
189	国有林野事業に従事する職員の労働関係を 円滑に調整するための行政執行法人の労働 関係に関する法律の一部を改正する法律案 (岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法 第32号)	農林水産	9/26					閉会中 審査					
189	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第33号)	農林水産	9/26					閉会中 審査					
189	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員 定数の標準に関する法律の一部を改正する 法律案(平野博文君外3名提出、第189回国 会衆法第34号)	文部科学	9/26					閉会中 審査					
190	国及び地方公共団体の責任ある財政運営の 確保を図るための財政の健全化の推進に関 する法律案(前原誠司君外3名提出、第190 回国会衆法第3号)	財務金融	9/26					閉会中 審査					
190	領域等の警備に関する法律案(大島敦君外11 名提出、第190回国会衆法第4号)	安全保障	9/26					閉会中 審査					
190	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外11名提出、第190回国会衆法第5号)	安全保障	9/26					閉会中 審査					
190	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外11名提出、第190回国会衆法第6号)	安全保障	9/26					閉会中 審査					
190	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保 に資するための自衛隊法等の一部を改正す る法律を廃止する法律案(髙木義明君外16 名提出、第190回国会衆法第7号)	安全保障	9/26					閉会中 審査					

		衆議院							į	<b>参</b> 請	議 院		
提出	議案件名	3	5 員	会			本 会	議	委員	孙	本 会	議	公布日
回次	裁 余 什 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案(髙木義明君外16名提出、第190回国会衆法第8号)	安全保障	9/26					閉会中 審査					
190	格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案(古川元久君外3名提出、第190回国会衆法第10号)	財務金融	9/26					閉会中 審査					
190	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給 に関する法律案 (中根康浩君外 6 名提出、第 190回国会衆法第11号)	経済産業	9/26					閉会中 審査					
190	国家公務員法等の一部を改正する法律案(大 島敦君外16名提出、第190回国会衆法第13号)	内 閣	9/26					閉会中 審査					
190	国家公務員の労働関係に関する法律案(大島 敦君外16名提出、第190回国会衆法第14号)	内 閣	9/26					閉会中 審査					
190	公務員庁設置法案(大島敦君外16名提出、第 190回国会衆法第15号)	内 閣	9/26					閉会中 審査					
190	保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案(山尾志桜里君外7名提出、第190回国会衆法第22号)	厚生労働	9/26					閉会中 審査					
190	政官接触記録の作成等に関する法律案(大島 敦君外7名提出、第190回国会衆法第23号)	内 閣	9/26					閉会中 審査					
190	労働基準法の一部を改正する法律案 (井坂信 彦君外 6 名提出、第190回国会衆法第27号)	厚生労働	9/26	11/16	撤回 許可								
190	畜産物の価格安定に関する法律及び独立行 政法人農畜産業振興機構法の一部を改正す る法律案(岸本周平君外8名提出、第190回 国会衆法第28号)	ТРР	9/26		審査未了								
190	分散型エネルギー利用の促進に関する法律 案(奥野総一郎君外3名提出、第190回国会 衆法第30号)	経済産業	9/26					閉会中 審査					

			衆	議	ß	<del></del> 完			\$	<b>参</b> 請	<b>養</b> 院		
提出	議案件名	3	<b>美</b>	会 会			本 会	議	委員	会	本 会	議	公布日
回次	一	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	熱についてエネルギー源としての再生可能 エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等 のためのエネルギーの使用の合理化等に関 する法律等の一部を改正する法律案(田島一 成君外3名提出、第190回国会衆法第31号)	経済産業	9/26					閉会中 審査					
190	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(中根康浩君外3名提出、第190回国会衆法第32号)	経済産業	9/26					閉会中 審査					
190	エネルギー協同組合法案 (福島伸享君外 3 名 提出、第190回国会衆法第33号)	経済産業	9/26					閉会中 審査					
190	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(丹羽 秀樹君外8名提出、第190回国会衆法第34号)	文部科学	9/26	11/18	可決	有	11/22	可決	12/6	可決	12/7	可決	12/14 (105)
190	民法の一部を改正する法律案 (井出庸生君外 7名提出、第190回国会衆法第37号)	法務	9/26					閉会中 審査					
190	性暴力被害者の支援に関する法律案 (阿部知 子君外 6 名提出、第190回国会衆法第38号)	内 閣	9/26					閉会中 審査					
190	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外 9 名提出、第190回国会衆法第39号)	震災復興	9/26					閉会中 審査					
190	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を 改正する法律案(野田佳彦君外5名提出、第 190回国会衆法第40号)	震災復興	9/26					閉会中 審査					
190	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正 する法律案(野田佳彦君外 5 名提出、第190 回国会衆法第41号)	震災復興	9/26					閉会中 審査					
190	東日本大震災からの復興の推進のための相 続に係る移転促進区域内の土地等の処分の 円滑化に関する法律案(野田佳彦君外5名提 出、第190回国会衆法第42号)	震災復興	9/26					閉会中 審査					

			衆	議	ß	<del></del>			3	<b>参</b> ii			
提出	議案件名	3	· ·	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	裁 余 什 石	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	(法律番号)
190	民間公益活動を促進するための休眠預金等 に係る資金の活用に関する法律案(山本とも ひろ君外3名提出、第190回国会衆法第43号)	財務金融	9/26	11/18	可決	有	11/22	可決	12/1	可決	12/2	可決	12/9 (101)
190	部落差別の解消の推進に関する法律案(二階 俊博君外8名提出、第190回国会衆法第48号)	法 務	9/26	11/16	可決	有	11/17	可決	12/8	可決	12/9	可決	12/16 (109)
190	幼児教育振興法案(河村建夫君外4名提出、 第190回国会衆法第50号)	文部科学	9/26					閉会中 審査					
190	道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(二階俊博君外3名提出、第190回国会衆法第51号)	国土交通	9/26	12/2	撤回許可								
190	消費税率の引上げの期日の延期及び給付付 き税額控除の導入等に関する法律案(山尾志 桜里君外4名提出、第190回国会衆法第52号)	財務金融	9/26					閉会中 審査					
190	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案(木村弥生君外3名提出、第190回国会衆法第53号)	厚生労働	9/26	11/25	撤回許可								
190	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案 (階猛君外 5 名提出、第190回国会衆法第54号)	総務	9/26					閉会中 審査					
190	公文書等の管理に関する法律の一部を改正 する法律案(階猛君外5名提出、第190回国 会衆法第55号)	内 閣	9/26					閉会中 審査					
190	特別養子縁組の促進等のための児童の養子 縁組に関する法律案(田嶋要君外4名提出、 第190回国会衆法第56号)	厚生労働	9/26	11/25	撤回許可								
190	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外6名提出、第190回国会衆法第57号)	法務	9/26					閉会中 審査					
190	官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄 一郎君外3名提出、第190回国会衆法第58号)	国土交通	9/26					閉会中 審査					
190	チーム学校運営の推進等に関する法律案(福 井照君外5名提出、第190回国会衆法第59号)	文部科学	9/26					閉会中 審査					

			衆	議	ß	<del></del>				<b>参</b> ii			
提出	議案件名	3	Ę Ę	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	一	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外11名提出、第190回国会衆法第60号)	内 閣	9/26					閉会中 審査					
190	公職選挙法の一部を改正する法律案(逢坂誠 二君外7名提出、第190回国会衆法第61号)	倫理選挙	9/26					閉会中 審査					
192	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一 部を改正する法律案(議院運営委員長提出、 衆法第1号)	審査省略					11/8	可決	11/16	可決	11/16	可決	11/24 (82)
192	国会職員の育児休業等に関する法律の一部 を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆 法第2号)	審査省略					11/8	可決	11/16	可決	11/16	可決	11/24 (83)
192	公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第3号)	審査省略					11/17	可決	11/25	可決	11/28	可決	12/2 (93)
192	労働基準法の一部を改正する法律案 (井坂信 彦君外14名提出、衆法第4号)	厚生労働	12/13					閉会中 審査					
192	第一線救急救命処置体制の整備に関する法 律案(青柳陽一郎君外6名提出、衆法第5号)	安全保障	12/13					閉会中 審査					
192	再犯の防止等の推進に関する法律案(法務委員長提出、衆法第6号)	審査省略					11/17	可決	12/6	可決	12/7	可決	12/14 (104)
192	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(奥野総一郎君外5名提出、衆法第7号)	倫理選挙	12/13					閉会中 審査					
192	官民データ活用推進基本法案(内閣委員長提出、衆法第8号)	審査省略					11/29	可決	12/6	可決	12/7	可決	12/14 (103)
192	無電柱化の推進に関する法律案(国土交通委 員長提出、衆法第9号)	審査省略					12/6	可決	12/8	可決	12/9	可決	12/16 (112)
192	自転車活用推進法案(国土交通委員長提出、 衆法第10号)	審査省略					12/6	可決	12/8	可決	12/9	可決	12/16 (113)
192	道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一 部を改正する法律案(国土交通委員長提出、 衆法第11号)	審査省略					12/6	可決	12/8	可決	12/9	可決	12/16 (106)

7	כ

			衆	議	ß	完			Į.	<b>参</b> i	義 院		
提出	議案件名	₹ 3	員	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	成 未 IT 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(野田聖子君外5名提出、衆法第 12号)	内 閣	12/13					閉会中 審査					
192	平成31年6月1日から同月10日までの間に 任期が満了することとなる地方公共団体の 議会の議員及び長の任期満了による選挙に より選出される議会の議員及び長の任期の 特例に関する法律案(逢沢一郎君外9名提 出、衆法第13号)	倫理選挙	12/13					閉会中 審査					

## 〔参 法〕

			衆	議	ß	完			יאָוי	<b>参</b>	議 院		
提出	議案件名	<i>3</i>	<b>美</b>	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	成 木 口 乜	付託委員会	付託日	議決日	審査	附帯	議決日	審議	議決日	審査	議決日	審議	(法律番号)
					結果	決議		結果		結果		結果	
192	公職選挙法の一部を改正する法律案 (浅田均											審議	
	君外1名提出、参法第1号)											未了	
192	政治資金規正法の一部を改正する法律案(浅											審議	
192	田均君外1名提出、参法第2号)											未了	
192	租税特別措置法の一部を改正する法律案(藤											審議	
192	巻健史君外1名提出、参法第3号)											未了	
192	政治資金規正法の一部を改正する法律案(藤											審議	
192	巻健史君外1名提出、参法第4号)											未了	
	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法											<b>宋</b> 送	
192	律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名											審議	
	提出、参法第5号)											未了	
	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法											中洋	
192	律の一部を改正する法律案 (藤巻健史君外 1											審議	
	名提出、参法第6号)											未了	

			衆	議	ß	完			Ž	<b>参</b> i	義 院		
提出	議案件名	<b>妻</b>	美員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議一条 件 · 右	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第7号)											審議未了	
192	国家公務員の人件費の総額の削減の推進に 関する法律案 (藤巻健史君外1名提出、参法 第8号)											審議 未了	
192	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第9号)											審議未了	
192	教育無償化等制度改革の推進に関する法律 案(浅田均君外1名提出、参法第10号)											審議 未了	
192	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均 君外1名提出、参法第11号)											審議 未了	
192	外国の国籍を有する国の行政機関の職員に 係る欠格事由に関する特別措置法案(浅田均 君外1名提出、参法第12号)											審議未了	
192	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案 (藤巻健史君外1名提出、参法第13号)											審議未了	
192	国会法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第14号)											審議未了	
192	政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第15号)											審議未了	
192	独立行政法人都市再生機構の完全民営化の 推進に関する法律案(藤巻健史君外1名提 出、参法第16号)											審議未了	
192	地方自治法の一部を改正する法律案 (藤巻健 史君外 1 名提出、参法第17号)											審議 未了	
192	農地法の一部を改正する法律案 (浅田均君外 1名提出、参法第18号)											審議 未了	

			衆	議	ß	完			ą	<b>参</b> i	義 院		
提出	議案件名	<b>梦</b>	<b>美</b>	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	裁 余 件 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	労働基準法及び労働安全衛生法の一部を改 正する法律案 (藤巻健史君外1名提出、参法 第19号)											審議未了	
192	労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第20号)											審議 未了	
192	地域の事情に応じた介護サービス等の提供 体制の整備に関する法律案(藤巻健史君外1 名提出、参法第21号)											審議未了	
192	大規模災害からの復興に関する法律の一部 を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参 法第22号)											審議未了	
192	地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(藤巻健史君外1名 提出、参法第23号)											審議未了	
192	児童福祉法の一部を改正する法律案(浅田均 君外1名提出、参法第24号)											審議 未了	
192	幹部職員の任免等に関する制度を改革する ための内閣法等の一部を改正する法律案(藤 巻健史君外1名提出、参法第25号)											審議未了	
192	国家公務員法の一部を改正する法律案(浅田 均君外1名提出、参法第26号)											審議 未了	
192	地方自治法の一部を改正する法律案 (藤巻健 史君外1名提出、参法第27号)											審議 未了	
192	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険 料及び年金保険料等の徴収に関する業務の 効率化等の推進に関する法律案(浅田均君外 1名提出、参法第28号)											審議未了	
192	道州制への移行のための改革基本法案 (藤巻 健史君外1名提出、参法第29号)											審議 未了	
192	消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案(浅田均君外 1名提出、参法第30号)											審議未了	

			衆	議	ß	<del></del>			Ž	<b>参</b> i			
提出	議案件名	<b>季</b>	美員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	裁 余 什 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	電波法の一部を改正する法律案 (藤巻健史君外1名提出、参法第31号)											審議未了	
192	医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第32号)											審議未了	
192	医療法等の一部を改正する法律案 (藤巻健史 君外1名提出、参法第33号)											審議 未了	
192	世代間格差を是正するための公的年金制度 の改革の推進に関する法律案(浅田均君外1 名提出、参法第34号)											審議未了	
192	災害からの復旧復興に関する被災地方公共 団体の長による要請に関する法律案(藤巻健 史君外1名提出、参法第35号)											審議未了	
192	地方教育行政改革の推進に関する法律案(浅 田均君外1名提出、参法第36号)											審議 未了	
192	国家安全保障上重要な土地等に係る取引等 の規制等に関する法律案(浅田均君外1名提 出、参法第37号)											審議未了	
192	森林法の一部を改正する法律案 (藤巻健史君 外1名提出、参法第38号)											審議未了	
192	合衆国軍隊等防護事態に対処するための自 衛隊法等の一部を改正する法律案(浅田均君 外1名提出、参法第39号)											審議未了	
192	自衛隊法の一部を改正する法律案 (藤巻健史 君外1名提出、参法第40号)											審議未了	
192	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第41号)											審議未了	
192	重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第42号)											審議未了	

			衆	議	ß	<del></del>			ž	<b>参</b> ii			
提出	議案件名	才	美員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議 余 竹 右	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第43号)											審議未了	
192	領域等の警備に関する法律案 (藤巻健史君外 1名提出、参法第44号)											審議 未了	
192	原子力損害の賠償に関する法律及び原子力 損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正す る法律案(浅田均君外1名提出、参法第45 号)											審議未了	
192	原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第46号)											審議未了	
192	発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に 係る特定都道府県の同意に関する法律案 (浅 田均君外 1 名提出、参法第47号)											審議未了	
192	電気事業法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第48号)											審議未了	
192	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提 出、参法第49号)											審議未了	
192	がん対策基本法の一部を改正する法律案(厚 生労働委員長提出、参法第50号)	厚生労働	12/6	12/7	可決		12/9	可決			11/16	可決	12/16 (107)
192	ストーカー行為等の規制等に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣委員長提出、参 法第51号)	内閣	11/29	11/30	可決		12/6	可決			11/18	可決	12/14 (102)
192	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止 のための特別措置に関する法律の一部を改 正する法律案(農林水産委員長提出、参法第 52号)	農林水産	11/18	11/22	可決	有	11/25	可決			11/18	可決	12/2 (97)
192	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案(島村大君外8名提出、参法第53号)	厚生労働	12/6	12/7	可決	有	12/9	可決	11/24	可決	11/25	可決	12/16 (110)

			衆	議	ß	<del></del>			Ą	<b>参</b> i	義 院		
提出	議案件名	3	<b>美</b>	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	裁 未 计 右	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推 進に関する法律案 (国土交通委員長提出、参 法第54号)	国土交通	12/7	12/9	可決	有	12/9	可決			12/7	可決	12/16 (111)
192	民法の一部を改正する法律案 (藤巻健史君外 1名提出、参法第55号)											審議 未了	
192	中小企業に対する必要な事業資金の融通の ための措置に関する法律案(藤巻健史君外1 名提出、参法第56号)											審議未了	
192	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部 を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、 参法第57号)											審議未了	
192	地方自治法の一部を改正する法律案 (浅田均 君外 1 名提出、参法第58号)											審議 未了	
192	公職の選挙における開票の結果に関する選挙人等の請求に基づく得票数の調査に係る制度の整備に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第59号)											審議未了	
192	国会における各会派に対する立法事務費の 交付に関する法律の一部を改正する法律案 (藤巻健史君外1名提出、参法第60号)											審議未了	
192	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第61号)											審議未了	
192	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(浅田 均君外1名提出、参法第62号)											審議	
192	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一 部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提 出、参法第63号)											審議未了	
192	労働基準法の一部を改正する法律案 (浅田均 君外 1 名提出、参法第64号)											審議未了	
192	公職選挙法の一部を改正する法律案(藤巻健 史君外1名提出、参法第65号)											審議未了	

			衆	議	ß	<del></del>			Ž.	参 <b>i</b>	義 院		
提出	議案件名	3	· ·	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	一	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均 君外1名提出、参法第66号)											審議 未了	
192	公職選挙法の一部を改正する法律案 (藤巻健 史君外1名提出、参法第67号)											審議 未了	
192	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均 君外1名提出、参法第68号)											審議未了	
192	公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法の導入に係る措置に関する法律 案(藤巻健史君外1名提出、参法第69号)											審議未了	
192	公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第70号)											審議未了	
192	労働基準監督行政の機能強化のための地方 労働基準部局の効率的な業務運営の確保に 関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法 第71号)											審議未了	
192	個人情報の保護に関する法律の一部を改正 する法律案 (浅田均君外1名提出、参法第72 号)											審議未了	
192	公職の選挙に係る高等学校、大学等における 期日前投票の促進に関する法律案(浅田均君 外1名提出、参法第73号)											審議未了	
192	財政法の一部を改正する法律案 (浅田均君外 1名提出、参法第74号)											審議未了	
192	健康保険法の一部を改正する法律案 (藤巻健 史君外1名提出、参法第75号)											審議未了	
192	高齢者の医療の確保に関する法律の一部を 改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参 法第76号)											審議未了	
192	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第77号)											審議未了	

			衆	議	ß	<del></del>			ž	<b>参</b>			
提出	議案件名	3	美員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	战 朱 什 <b>位</b>	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	保育士給与の官民格差の是正に関する法律 案(藤巻健史君外1名提出、参法第78号)											審議未了	
192	会社法の一部を改正する法律案 (藤末健三君 外2名提出、参法第79号)											審議 未了	
192	法人税法の一部を改正する法律案 (藤末健三 君外2名提出、参法第80号)											審議 未了	
192	金融商品取引法の一部を改正する法律案(藤 末健三君外2名提出、参法第81号)											審議未了	
192	財政運営に必要な財源の確保を図るための 公債の発行の特例に関する法律を廃止する 法律案(藤末健三君外2名提出、参法第82 号)											審議未了	
192	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(藤末健三君外2名提出、参法第83号)											審議未了	
192	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示 等に関する法律案(藤末健三君外2名提出、 参法第84号)											審議未了	
192	児童の通学安全の確保に関する施策の推進 に関する法律案(斎藤嘉隆君外5名提出、参 法第85号)											審議未了	
192	特定土砂等の管理に関する法律案 (藤巻健史 君外1名提出、参法第86号)											審議未了	
192	土地の掘削等の規制に関する法律案 (藤巻健 史君外1名提出、参法第87号)											審議未了	
192	土砂等の置場の確保に関する法律案(藤巻健 史君外1名提出、参法第88号)											審議未了	
192	生活保護法の一部を改正する法律案(浅田均 君外1名提出、参法第89号)											審議未了	
192	当せん金付証票法の一部を改正する法律案 (浅田均君外1名提出、参法第90号)											審議未了	
192	競馬法の一部を改正する法律案 (浅田均君外 1名提出、参法第91号)											審議未了	

			衆	議	ß	<del></del>			Ą	参 i	義 院		
提出	議案件名	3	長 員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議 条 件 <b>右</b>	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	自転車競技法の一部を改正する法律案(浅田 均君外1名提出、参法第92号)											審議未了	
192	小型自動車競走法の一部を改正する法律案 (浅田均君外1名提出、参法第93号)											審議 未了	
192	モーターボート競走法の一部を改正する法 律案(浅田均君外1名提出、参法第94号)											審議未了	
192	スポーツ振興投票の実施等に関する法律の 一部を改正する法律案(浅田均君外1名提 出、参法第95号)											審議未了	
192	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (藤巻健史君外1名提出、参法第96号)											審議未了	
192	母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改 正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第 97号)											審議未了	
192	違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、 参法第98号)											審議未了	
192	国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案(藤巻健史君外1 名提出、参法第99号)											審議未了	
192	会計検査院法の一部を改正する法律案 (藤巻 健史君外 1 名提出、参法第100号)											審議未了	
192	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部 を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、 参法第101号)											審議未了	
192	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部 を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、 参法第102号)											審議未了	
192	独立行政法人労働者健康安全機構の組織及 び業務の見直しに関する法律案(浅田均君外 1名提出、参法第103号)	_										審議未了	

				議	<u> </u>	 完			ą	<b>参</b> i	 義 院		
提出	=* // 6					, u	本 会	議	委員		本会	議	公布日
回次	議案件名	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	(法律番号)
192	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 法の一部を改正する法律案 (藤巻健史君外 1 名提出、参法第104号)											審議未了	
192	地域再生法の一部を改正する法律案 (浅田均 君外 1 名提出、参法第105号)											審議未了	
192	まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案 (浅田均君外1名提出、参法第106号)											審議 未了	
192	国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第107号)											審議未了	
192	雇用保険法の一部を改正する法律案 (浅田均 君外 1 名提出、参法第108号)											審議未了	
192	地方法人税の廃止に関する法律案(浅田均君 外1名提出、参法第109号)											審議未了	
192	社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第110号)											審議未了	
192	産業競争力強化法の一部を改正する法律案 (藤巻健史君外1名提出、参法第111号)											審議未了	
192	民間資金等の活用による公共施設等の整備 等の促進に関する法律の一部を改正する法 律案(藤巻健史君外1名提出、参法第112号)											審議未了	
192	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第113号)											審議未了	

## [予 算]

			5	衆 議	ß:	完				参	義 院	
提出	議案件名		委	会 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議
回次	一	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
192	平成28年度一般会計補正予算(第2号)	 予 算	9/26	10/4	可決	八哦	10/4	可決	10/11	可決	10/11	可決
		丁 昇	<u> </u>					円仄			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
192	平成28年度特別会計補正予算(特第2号)	予算	9/26	10/4	可決		10/4	可決	10/11	可決	10/11	可決
192	平成28年度政府関係機関補正予算(機第1号)	予算	9/26	10/4	可決		10/4	可決	10/11	可決	10/11	可決

## 〔条 約〕

				吳	<b>表</b> 議	ß	完				参調	<b>院</b>	
	提出	議案件名		委員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議
	回次	战 米 广 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議 結果
)	190	環太平洋パートナーシップ協定の締結について 承認を求めるの件(第190回国会条約第8号)	TPP	9/26	11/4	承認		11/10	承認	12/9	承認	12/9	承認
	192	パリ協定の締結について承認を求めるの件(条約 第1号)(参議院送付)	外務	10/28	11/2	承認		11/8	承認	10/27	承認	10/28	承認
	192	日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に おける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関 する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の 協定の締結について承認を求めるの件(条約第2 号)	外務	12/13					閉会中 審査				

## 〔承 認〕

			Ş	ヤ 議	<u>[5</u>	完			;	参	義 院	
提出	議案件名		委	員 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議
回次	成 未 IT 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
192	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の 実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)	国土办通	12/13					閉会中 審査				

## 〔承 諾〕

			<b>5</b>	と 議	ß	完				参	義 院	
提出	議案件名		委員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議
回次	成 未 IT 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議 結果
190	平成27年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件) (第190回国会、内閣提出)		9/26					閉会中 審査				
190	平成27年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) (第190回国会、内閣提出)		9/26					閉会中 審査				

## 〔決算・国有財産等〕

## <決 算>

提出				衆	議院				
佐山   回次	議案件名		委	会 会		本	会 議	参	議院
四次		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
	平成24年度一般会計歳入歳出決算								
185	平成24年度特別会計歳入歳出決算	決算行政監視	9/26				閉会中審査		/
100	平成24年度国税収納金整理資金受払計算書	(大异1) 以監悦	9/ 20				闭云中奋宜		/
	平成24年度政府関係機関決算書								
	平成25年度一般会計歳入歳出決算								
187	平成25年度特別会計歳入歳出決算	決算行政監視	9/26				閉会中審査		
107	平成25年度国税収納金整理資金受払計算書	<b>次</b> 异门以	9/20				闭云中街鱼		
	平成25年度政府関係機関決算書								
	昭和19年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算								
190	及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出	決算行政監視	9/26				閉会中審査		/
	決算							/	
	平成26年度一般会計歳入歳出決算							/	
190	平成26年度特別会計歳入歳出決算	決算行政監視	9/26				閉会中審査	/	
100	平成26年度国税収納金整理資金受払計算書	009F1190 mm //	0,20				四五一田五		
	平成26年度政府関係機関決算書								
	平成27年度一般会計歳入歳出決算							/	
192	平成27年度特別会計歳入歳出決算	 決算行政監視 1	12/13				閉会中審査	/	
102	平成27年度国税収納金整理資金受払計算書		12/13				THE TWO	/	
	平成27年度政府関係機関決算書							/	

#### <国有財産>

+⊟ Ш				衆	議院				
提出回次	議案件名		委	会 会		本	会 議	参	議院
四次		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
185	平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	9/26				閉会中審査		
185	平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	9/26				閉会中審査		
187	平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	9/26				閉会中審査		
187	平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	9/26				閉会中審査		

25 5	
I	

+⊟ Ш				衆	議院				
提出回次	議案件名		委	員 会		本	会 議	参	議院
四次		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
190	平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	9/26				閉会中審査		
190	平成26年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	9/26				閉会中審査		
192	平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	12/13				閉会中審査		
192	平成27年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	12/13				閉会中審査		

## <NHK決算>

提出				衆	議院			
短	議案件名		委	会 会		本	会議	参議院
凹火		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、 損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・ フロー計算書	総務	9/26		審査未了			
187	日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、 損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・ フロー計算書	総務	9/26		審査未了			
190	日本放送協会平成26年度財産目録、貸借対照表、 損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・ フロー計算書	総務	9/26		審査未了			
192	日本放送協会平成27年度財産目録、貸借対照表、 損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・ フロー計算書	総務	12/13		審査未了			

## 〔決議案〕

提出	議案件名		委	会 会		本	会 議
回次	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
192	北朝鮮による5度目の核実験に対する抗議決議 案(佐藤勉君外14名提出、決議第1号)	審査省略				9/26	可決
192	農林水産大臣山本有二君不信任決議案(山井和則 君外5名提出、決議第2号)	審査省略				11/10	否決

提出	議案件名		委員	会		本 会 議		
回次	磁朱什石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
192	厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案(山井和則 君外7名提出、決議第3号)	審査省略				11/29	否決	
192	厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案(山井和則 君外7名提出、決議第4号)	審査省略				11/29	否決	
192	内閣委員長秋元司君解任決議案(緒方林太郎君外 3名提出、決議第5号)				(注)		未決	
192	議院運営委員長佐藤勉君解任決議案(小山展弘君 提出、決議第6号)				(注)		未決	
192	衆議院議長大島理森君不信任決議案(泉健太君提出、決議第7号)				(注)		未決	
192	安倍内閣不信任決議案(枝野幸男君外3名提出、 決議第8号)	審査省略				12/15	否決	

(注) 12/14 議院運営委員会で本会議に上程しないことに決定

## 26 (参 考)

#### <委員会決議>

提出回次	議案件名	委員会	議決日
192	平成29年度畜産物価格等に関する件	農林水産	12/13
192	運転者への健康起因事故対策に関する件	国土交通	12/2
192	不在者投票における投票環境の向上等に関する 件	倫理選挙	11/15

#### Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

#### 【内閣委員会】

#### 〇人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(内閣提出、第 190回国会閣法第41号)要旨

本案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 人工衛星等の打上げに係る許可制度
  - 1 国内に所在する打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする 者は、その都度、許可を受けなければならないこととすること。
  - 2 許可申請処理の迅速化のため、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定 制度及び打上げ施設の適合認定制度を創設すること。
  - 3 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構は、簡略化した手続により人工 衛星等の打上げ用ロケットの型式認定及び打上げ施設の適合認定を受ける ことができることとすること。
- 二 人工衛星の管理に係る許可制度
  - 1 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに許可を受けなければならないこととすること。
  - 2 人工衛星管理者が事業譲渡や合併等を行った場合、認可によりその法的地位を引き継ぐことができることとすること。
- 三 ロケット落下等損害及び人工衛星落下等損害の第三者賠償制度
  - 1 ロケット落下等損害は打上げを行う者の無過失責任及び責任集中とし、 人工衛星落下等損害は人工衛星の管理を行う者の無過失責任とすること。
  - 2 打上げ実施者に対して損害賠償担保措置を講じる義務を課すとともに、 民間保険契約では埋めることのできないロケット落下等損害の賠償につい ては政府が補償することを可能とすること。
- 四 内閣総理大臣は、打上げ実施者や人工衛星管理者に対し、必要に応じて、 立入検査や指導・勧告、是正命令等を行うこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範

囲内において政令で定める日から施行すること。

# 〇衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(内閣提出、第190回国会閣法第42号)要旨

本案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等
  - 1 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに許可を受けなければならないこととすること。
  - 2 衛星リモートセンシング装置使用者に対して、不正使用防止措置、申請 受信設備以外の使用禁止、申請軌道以外での機能停止、使用終了時の措置 等の義務を課すこと。
- 二 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制
  - 1 衛星リモートセンシング記録保有者は、三の認定を受けた者や特定取扱 機関に適正な方法により行う場合等を除き、当該衛星リモートセンシング 記録を提供してはならないこととすること。
  - 2 内閣総理大臣は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあると認める十分な理由があるときは、範囲及び期間を定めて、衛星リモートセンシング記録の提供の禁止を命ずることができることとすること。
  - 3 衛星リモートセンシング記録保有者に対して、衛星リモートセンシング 記録の安全管理措置を講ずる義務を課すこと。
- 三 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者は、衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができることとすること。
- 四 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者、衛星リモートセンシング記録保有者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令

等を行うこと。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 〇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第 9号)要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する平成28年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 俸給表の改定
  - 1 指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定すること。
  - 2 専門スタッフ職俸給表に4級を新設すること。
- 二 諸手当の改定
  - 1 勤勉手当の支給割合を年間0.1月分引き上げること。
  - 2 扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、本府省課長級職員に対しては支給しないこととするとともに、配偶者に係る扶養手当の月額を6,500円(本府省室長級職員にあっては3,500円)に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を1万円に引き上げること等とすること。
- 三 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子について、特別養 子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監 護するもの等を含むものとすること。
- 四 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、各省各庁の長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とすること。
- 五 職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間

の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を 新設すること。

#### 六 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三から五までは平成 29年1月1日から、一の2及び二の2は平成29年4月1日から施行し、一 の1は平成28年4月1日から適用すること。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。

#### 〇特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第 10号)要旨

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するもので、その内容は次のとおりである。

- 一 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこと。
- 二 内閣総理大臣等の特別職の職員(秘書官を除く。)の期末手当の支給割合 について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間0.1月分引き上げること。

#### 三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。

# 〇特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外7名提出、第189回国会衆法第20号)要旨

本案は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に 寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光 施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項 を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、 これを総合的かつ集中的に行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、 レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与する と認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び 運営をするものをいうこと。また、「特定複合観光施設区域」とは、特定複 合観光施設を設置することができる区域として、地方公共団体の申請に基づ き国の認定を受けた区域をいうこと。

- 二 基本理念として、特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとすること。
- 三 国は、二の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する 責務を有すること。
- 四 政府は、五から七までに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行 うものとし、このために必要な措置を講ずるものとすること。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後1年以内を目 途として講じなければならないこと。
- 五 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針として、国際競争力 の高い魅力ある観光地の形成等、観光産業等の国際競争力の強化及び地域経 済の振興、地方公共団体の構想の尊重、カジノ施設関係者に対する規制並び にカジノ施設の設置及び運営に関する規制に係る事項を定めること。
- 六 カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設 の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設 関係者に対する規制を行うものとすること。
- 七 国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を 徴収することができるものとするとともに、カジノ施設の入場者から入場料 を徴収することができるものとすること。
- 八 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣 に、内閣総理大臣を本部長とする特定複合観光施設区域整備推進本部を置く こと
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

#### (修正要旨)

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律第6条の規定により総務省設置法が改正されたことに伴い、必要な技術的修正を加えること。

#### (参議院回付修正要旨)

一 政府がカジノ施設の設置及び運営に関し講ずべきカジノ施設の入場者が悪影響を受けることを防止するために必要な措置として、ギャンブル依存症等の防止について明示すること。

二 この法律の規定及び政府が講ずる法制上の措置等については、この法律の 施行後5年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとすること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について 遺憾なきを期すべきである。

- 一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、カジノ施設 の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸 術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、 並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意す ること。
- 二 政府は、法第5条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。
- 三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び 地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとすること。
- 四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。
- 五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公 営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。
- 六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。
- 七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。

- 八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。そ の際、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、 我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。
- 九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報の保護との調整を図りつつ、 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律第2条第7項に定める「個人番号カード」をいう。)の活用 を検討すること。
- 十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。
- 十一 法第9条及び第10条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国に おけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、 青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界 最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。
- 十二 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。
- 十三 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用 される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行 うこと。
- 十四 法第12条に定める納付金を徴収することとする場合は、その使途は、法 第1条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものと するとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを

検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第10条に定める必要な措置の実施に十分配慮した検討を行うこと。

十五 以上を含め、法第5条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

# 〇官民データ活用推進基本法案 (内閣委員長提出、衆法第8号) 要旨

本案は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用(以下「官民データ活用」という。)の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、官民データ活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいうこと。
- 二 基本理念として、官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法等による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならないこと等を規定すること。
- 三 国、地方公共団体及び事業者の責務を規定すること。
- 四 政府は、官民データ活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上 又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。
- 五 政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を 図るため、官民データ活用推進基本計画を、都道府県は、同計画に即して、 都道府県官民データ活用推進計画を、それぞれ定めなければならないこと。 また、市町村は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民 データ活用推進計画を勘案して、市町村官民データ活用推進計画を定めるよ う努めるものとすること。

- 六 基本的施策として、手続における情報通信の技術の利用等、国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等、個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定等、利用の機会等の格差の是正、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等について必要な措置を講ずるもの等とすること。
- 七 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、内閣総理大臣を議長とする 官民データ活用推進戦略会議を置くこと。

八 この法律は、公布の日から施行すること。

# 〇ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院 提出、参法第51号)要旨

本案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等をすることを規制の対象に加えるとともに、禁止命令等について、警告を経なくてもこれをすることができるようにすること、緊急の必要がある場合における手続を整備すること等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 住居等の付近をみだりにうろつく行為並びに電子メール以外のその受信を する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこ と及び特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧さ せることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することがで きる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為を「つきまとい等」に 追加して、規制の対象とすること。
- 二 禁止命令等の制度の見直し
  - 1 都道府県公安委員会は、つきまとい等をして不安を覚えさせることを禁止する規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、警告を経なくても、その相手方の申出により、又は職権で、禁止命令等をすることができることとすること。
  - 2 都道府県公安委員会は、つきまとい等をして不安を覚えさせることを禁止する規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときであって、当該行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の

自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めると きは、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により、 禁止命令等をすることができることとすること。この場合において、当該 禁止命令等をした都道府県公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等 をした日から起算して15日以内に行わなければならないこととすること。

3 禁止命令等に有効期間を設け、1年ごとの更新制にすること。

#### 三 罰則の見直し

- 1 ストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、告訴がなくても公訴を提起することができることとすること。
- 2 禁止命令等に違反してストーカー行為をした者等に対する刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げること。
- 四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

# 【総務委員会】

# 〇地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、平成28年熊本地震による災害及び東日本 大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、平成 28年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするもので、その 主な内容は次のとおりである。

- 一 平成28年度分の地方交付税の総額について、平成28年熊本地震による災害 に係る復興基金の創設のための特別の財政需要に対応するため、510億円を 加算するとともに、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財 政需要に対応するため、震災復興特別交付税に充てるための165億3,831万 8,000円を加算すること。
- 二 平成28年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正すること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

# 〇社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方 税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第4号)要旨

本案は、世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、地方消費税率引上げの施行日を変更するとともに、法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地方消費税の税率引上げの施行日の変更及び消費税に係る地方交付税の率の変更等を行うこと。
- 二 法人住民税法人税割の税率の引下げ時期及び地方法人特別税等に関する暫 定措置法の廃止時期の変更等を行うこと。
- 三 自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能 割の導入時期の変更等を行うこと。
- 四 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長を行うこと。
- 五 自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を

受ける自動車及び軽自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、平成30年度中に、自動車及び三輪以上の軽自動車に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向、地方財政への影響等を勘案して見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずること。

六 この法律は、公布の日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 地方消費税率の引上げの再延期に当たっては、社会保障の充実に係る施策の実施に関し、国の責任において安定財源を確保し、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税原資分も含め、必要な財政措置を確実に講ずるなど、地方に負担を転嫁しないこと。
- 二 地方税の税源の偏在是正については、不断に取り組むことが重要であることに鑑み、実施することが適当と認められるときには、必要な措置を講ずること。
- 三 地方消費税率の引上げ時に導入される自動車税及び軽自動車税への環境性 能割について税率区分を設定するに当たっては、廃止される自動車取得税に 見合う財源が確保されるものとし、地方財政に影響を及ぼすことがないよう にすること。

右決議する。

# 〇地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣 提出第11号)要旨

本案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

育児休業等の対象となる子について、職員が特別養子縁組の成立について 家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するもの等を含むも のとすること。

二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

#### の一部改正

- 1 職員は、要介護家族の介護をするため、3回を超えず、かつ、合算して 93日を超えない範囲内で任命権者等が指定する期間内において、休業をす ることができることとすること。
- 2 職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は要介護家族の介護その他の世話を行うため、1日未満の単位で休暇を取得することができることとすること。
- 3 任命権者等は、職員が要介護家族を介護するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、所定労働時間を超えて勤務 しないことを承認しなければならないこととすること。
- 4 職員は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができることとすること。
- 5 任命権者等は、職場において行われる職員に対する育児休業、介護をするための休業等の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、必要な体制の整備等雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととすること。

# 三 施行期日等

- 1 この法律は、平成29年1月1日から施行すること。
- 2 その他、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

# 【法務委員会】

# 〇外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(内閣提出、第189回国会閣法第30号)要旨

本案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 技能実習制度の適正化

- 1 技能実習の基本理念及び関係者の責務を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定すること。
- 2 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定すること。
- 3 実習実施者について、届出制とすること。
- 4 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、 遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定すること。
- 5 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に 対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提 供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護 等に関する措置を講ずること。
- 6 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置すること。
- 7 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、技能実習計画の認定、実 習実施者及び監理団体に対する実地検査、実習実施者の届出の受理、監理 団体の許可に関する調査等を行わせるほか、技能実習生に対する相談、援 助等を行わせること。

#### 二 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者及び監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れを 行い、4年目及び5年目の技能実習の実施を可能とすること。

# 三 施行期日

この法律は、平成28年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、外国人技能実習機構の設立等に関する規定については、

公布の日から施行すること。

### (修正要旨)

- 一 技能実習計画に記載すべき技能実習生の待遇の内容として、報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費を明記するとともに、主務大臣が技能実習計画を認定する際の基準として、技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを明記すること。
- 二 外国人技能実習機構の業務として、技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務を明記すること。
- 三 施行期日を「平成28年3月31日までの間において政令で定める日」から 「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」に 改めること。

### (附帯決議)

政府及び外国人技能実習機構は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一 技能実習生の待遇について、本法の基本理念の実現及び実習実施者による 出入国又は労働に関する法令遵守の確保のため、以下の取組を行うこと。
  - 1 外国人技能実習機構は、技能実習計画の認定に当たり、実習実施者に対し、技能実習生の報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの説明責任を課すとともに、技能実習生の技能等の修得等に応じてその処遇も向上するよう、第2号技能実習生及び第3号技能実習生の予定賃金の定めが、それぞれ当該技能実習生の第1号技能実習及び第2号技能実習における賃金を上回るように留意すること。
  - 2 政府は、技能実習生の報酬にとどまらず、報酬からの控除の把握にも努めるとともに、本法第7条第2項の基本方針において、技能実習生に支払われる報酬から、不当な控除が行われることにより技能実習生の生活に支障が生じることがないよう留意すべき旨を定めること。
  - 3 外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体の実地検査を、適時、 予告をしない検査も含めて行うこととし、その際、1を含む法令の規定及 び2を含む基本方針にのっとった割増賃金等の報酬の支払いを、帳簿類の

点検のほか、技能実習生及び日本人従業員からの聴取など、実態を的確に 把握できる方法により確認すること。

- 4 外国人技能実習機構は、本法を含め、出入国又は労働に関する法令に違 反する事実を把握した場合には、地方入国管理局、都道府県労働局等に対 し、通報、情報提供等を行うとともに、事案の重大性に応じ、告発を行う ことも視野に、厳格な指導監督に努めること。
- 二 技能実習生の実習先の変更について、本法の目的の達成及び技能実習生の 人権保障の観点から、以下の取組を行うこと。
  - 1 外国人技能実習機構は、実習先の変更を求める技能実習生からの相談に 丁寧に応じ、2の基本方針の内容を踏まえ、適切な支援により円滑な実習 先の変更を図り、技能実習生がその意向に反して帰国を余儀なくされる事 態が生じることのないように努めること。
  - 2 政府は、基本方針において、技能実習生が実習先の変更を求めることに ついてやむを得ない事情があると認めるときは、実習先の変更を認めるこ ととする旨を定めること。
- 三 二国間取決めについて、送出機関の適正化に向けた送出国政府との連携の必要性に鑑み、以下の措置を講ずること。
  - 1 政府は、送出国との二国間取決めを速やかに作成し、その内容を公表するよう努めること。
  - 2 二国間取決めにおいて、送出国が送出機関に対し本法第47条と同様の規制を行うこと及び規制に違反した送出機関に対し送出国政府当局が迅速かつ厳正な対処を行うべきことを定めるよう努めること。
  - 3 二国間取決めに違反する行為が認められた場合、当該送出機関に係る技能実習計画について、新たな申請に対する認定をしないことや、事案によっては、既に認定された技能実習計画の認定の取消しを行うことも含め、厳格な対応を行うこと。
- 四 帰国後の技能実習生に対するフォローアップ調査について、今後も毎年行 うとともに、回答の回収率の目標を定め、二国間取決めにおいて送出国及び 送出機関の調査への協力に関する規定を設けるなど、回収率向上に向けた方 策を講ずること。
- 五 技能実習制度の対象職種への介護の追加について、技能実習生の適切な処 遇を確保するとともに介護サービスの質を担保するため、以下の措置を講ず ること。

- 1 対象職種への介護の追加は、基本方針における、特定の職種に係る施策 (本法第7条第3項)等において、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」の中で、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として掲げられた7点につき、同中間まとめで示された具体的な対応の在り方に沿った適切な対応策を定めた上で行うこと。その際、利用者や他の介護職員等と適切にコミュニケーションを図るためには、例えば、会話の内容をほぼ理解できる程度の日本語能力が求められることを踏まえ、技能実習生の入国時に必要な日本語能力については、指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践するために必要となる日本語レベルを望ましい水準とし、2年目の業務への円滑な移行を図ること。
- 2 追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

# 〇出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、第189回国 会閣法第31号)要旨

本案は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 介護の業務に従事する外国人の受入れ 介護の業務に従事する外国人を受け入れるため、介護福祉士の資格を有す る者を対象とする在留資格「介護」を創設すること。
- 二 偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等(いわゆる偽装滞 在者)への対策の強化
  - 1 罰則の整備
    - (一) 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて上陸し、又は在 留資格の変更許可等を受けた者に対する罰則を新設すること。
    - □ 営利の目的で一の行為の実行を容易にした者に対する罰則を新設する こと。
  - 2 在留資格取消事由の拡充等
    - → 活動目的に応じた在留資格をもって在留する外国人が正当な理由なく

所定の活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合を在留資格取消事由に追加すること。

- □ (→)により在留資格を取り消す場合において、当該外国人が逃亡すると 疑うに足りる相当の理由がある場合には、当該外国人が出国するために 必要な期間を指定しないものとすること。
- 3 退去強制事由の整備 他の外国人による1一の行為をあおり、唆し、又は助けた場合を退去強 制事由に追加すること。

### 三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。ただし、一については、公布の日から起算して 1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 「正当な理由」を限定的に解釈するなど、恣意的な判断に基づき改正後の 出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第5号が不当に適用されること がないよう、十分に留意すること。特に、実習実施者の人権侵害行為等によ り、やむを得ず一時的に実習を行うことができない技能実習生に対して、同 号が不当に適用されることがないよう、技能実習の実情等を十分に調査する など慎重な運用を行うこと。
- 二 同号に基づき在留資格を取り消した件数及びその事例の概要を公表すること。
- 三 同法第70条第1項第2号の2が難民その他の庇護を要する者に影響を与える可能性に鑑み、難民該当性に関する判断の要素及び人道配慮による保護対象の明確化など難民認定に係る制度の一層の透明性の向上を図ること。
- 四 同法第74条の6の運用に当たっては、入国・在留手続の適正な支援業務に不当な介入が行われることがないよう、十分に留意すること。
- 五 本法の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を踏まえ、必要が あると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる こと。
- 六 今後の外国人労働者の受入れの在り方について、国内人材の確保を前提と しつつ、国民的コンセンサスを踏まえ、政府全体での総合的な検討を速やか に進めること。

# 〇裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第12号) 要旨

本案は、一般の政府職員について、平成28年度の給与改定のため、俸給月額 を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、判事補等の報酬月額につ いても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡って適用することとしている。

# 〇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第13号) 要旨

本案は、一般の政府職員について、平成28年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、9号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡って適用することとしている。

# 〇裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第14号) 要旨

本案は、裁判官の育児休業の対象となる子の範囲を拡大する必要があることから、対象となる子の範囲を、特別養子縁組の成立が請求され、現に監護されている者、児童福祉法の規定により養子縁組里親に委託されている児童など、法律上の親子関係に準ずる関係にある者にも拡大するものである。

なお、この法律は、平成29年1月1日から施行することとしている。

# 〇部落差別の解消の推進に関する法律案(二階俊博君外8名提出、第190回国 会衆法第48号)要旨

本案は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めるもので、その主な内容は次の

とおりである。

#### 一 基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならないこと。

#### 二 国及び地方公共団体の責務

国は、基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる施策を推進するために必要な情報の提供等を行うこと。また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めること。

#### 三 相談体制の充実並びに教育及び啓発の実施

国は、部落差別に関する相談体制の充実を図るとともに、必要な教育及び 啓発を行い、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域 の実情に応じ、相談体制の充実並びに教育及び啓発の実施に努めること。

# 四 部落差別の実態に係る調査

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うこと。

#### 五 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

# 〇再犯の防止等の推進に関する法律案(法務委員長提出、衆法第6号)要旨

本案は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与す

るため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共 団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる 事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 基本理念

再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとするなど、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定めること。

#### 二 再犯防止推進計画

政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 再犯防止推進計画を定めなければならないものとするとともに、都道府県及 び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める よう努めなければならないものとすること。

### 三 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体の責務、連携及び関係者に対する情報の提供、再犯防 止啓発月間、法制上の措置等並びに国会への年次報告について所要の規定を 設けること。

#### 四 基本的施策

- 1 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実、職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援、関係機関における体制の整備等、再犯の防止等に関する国の基本的施策について定めること。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体 の地域の状況に応じ、1の施策を講ずるように努めなければならないもの とすること。

### 五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

# 【外務委員会】

# 〇パリ協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)(参議院送付) 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、緩和、適応、支援及び透明性に係る取組、世界全体としての実施状況の検討等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を継続すること等により、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的とすること。
- 二 全ての締約国は、気候変動に対する世界全体での対応に向けた自国が決定する貢献(以下「国が決定する貢献」という。)に関し、緩和、適応、資金、技術開発及び技術移転、能力の開発、透明性に係る各条に定める野心的な努力に取り組み、並びにその努力を通報すること。
- 三 締約国は、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とすること。
- 四 締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、 5年ごとに通報し、及び維持するとともに、国が決定する貢献の目的を達成 するため、緩和に関する国内措置を遂行すること。
- 五 締約国は、この協定により、気候変動への適応に関する能力の向上並びに 気候変動に対する強靱性の強化及びぜい弱性の減少という適応に関する世界 全体の目標を定めること。
- 六 先進締約国は、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく既存の義務を 継続するものとして、緩和及び適応に関し、開発途上締約国を支援するため、 資金を供与することとし、他の締約国は、任意に、支援を提供すること又は 引き続き提供することが奨励されること。
- 七 この協定により、行動及び支援に関する強化された透明性の枠組みであって、締約国の異なる能力を考慮し、及び全体としての経験に立脚した内在的な柔軟性を備えるものを設定すること。

八 この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この協定の 目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するため のこの協定の実施状況に関する定期的な検討を行うこととし、最初の当該検 討を2023年に、その後は5年ごとに行うこと。

# 【財務金融委員会】

〇社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費 税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第3 号)要旨

本案は、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、国税に関し、消費税率引上げの実施時期の変更及びこれに関連する税制上の措置について、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 消費税率引上げの実施時期を平成31年10月1日に変更するとともに、消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式等の導入時期を2年半延期すること。
- 二 住宅ローン減税制度等の適用期限を2年半延長するとともに、住宅取得等 資金に係る贈与税の非課税措置の適用期間を変更する等の改正を行うこと。
- 三 地方法人税率引上げの実施時期を2年半延期すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

# 〇金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保する ための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する 法律案(内閣提出第5号)要旨

本案は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等に対する資本増強等の時限措置の延長を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を平成34年3月31日まで延 長すること。
- 二 金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成 34年3月31日まで延長すること。
- 三 生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を 平成34年3月31日まで延長すること。
- 四 銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を平成34年3月31日まで延長すること。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 銀行等保有株式取得機構が保有する株式等については、市場の状況及び国 民負担につながる損失回避等を勘案しつつ、その処分を早期に進めるよう最 大限の努力をし、処分後において、同機構は、速やかに解散すること。

# 〇民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 案(山本ともひろ君外3名提出、第190回国会衆法第43号)要旨

本案は、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 休眠預金等の定義並びに休眠預金等に係る資金の移管及び管理等
  - 1 休眠預金等の定義を、最終異動日等から10年を経過した預金等とすること。
  - 2 金融機関は、最終異動日等から9年を経過した預金等について、預金者等への通知(一定の場合を除く。)の後、公告しなければならないこと。 その上でなお、休眠預金等があるときは、納期限までに休眠預金等移管金として預金保険機構に納付しなければならないこと。
  - 3 当該納付の日において、休眠預金等に係る債権は消滅すること。その場合において、休眠預金等の預金者等であった者は、預金保険機構に対し、 当該預金等の元本及び利子に相当する額を休眠預金等代替金として、その 支払を請求できること。
- 二 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念及び公益に資する活動の定 義等
  - 1 休眠預金等に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資する民間公益活動に活用されるものとすること。その際、当該資金が、宗教団体、政治団体、暴力団及びその構成員の統制下にある団体等に該当する団体に活用されることのないようにすること。
  - 2 1 の公益に資する活動とは、子ども及び若者の支援、日常生活又は社会 生活を営む上で困難を有する者の支援、地域社会における活力の低下等に 直面する地域の支援並びにこれらに準ずるものとすること。
- 三 基本方針及び基本計画

- 1 内閣総理大臣は、四3の休眠預金等交付金に係る資金について、次の策 定及び公表をしなければならないこと。
  - → この法律で定める休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理 念にのっとった当該資金の活用に関する基本方針
  - □ (→の基本方針に即した、毎年度の休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本計画
- 2 一の基本方針及び二の基本計画の制定及び変更においては、あらかじめ、 内閣府に設置する休眠預金等活用審議会の意見を聴かなければならないこ と。

### 四 指定活用団体

- 1 内閣総理大臣は、全国に一を限って、民間公益活動の促進に資すること を目的とする一般財団法人をその申請により、指定活用団体として指定す ることができること。
- 2 指定活用団体は、公募により決定される次の団体に対し、民間公益活動 促進業務として助成、貸付け等を行い、かつ、適切な監督を行うものとす ること。
  - → 民間公益活動を行う団体
  - □ □に対し、貸付けを行う資金分配団体
- 3 預金保険機構は、毎事業年度、休眠預金等移管金から休眠預金等代替金 支出のための準備金等を控除した金額のうち、民間公益活動促進業務に係 る経費を、休眠預金等交付金として指定活用団体に交付すること。
- 4 内閣総理大臣は、指定活用団体に対し、次の事項を行うことができること。
  - ─ 民間公益活動促進業務規程、毎事業年度の事業計画及び収支予算並び に役員の選任及び解任の認可
  - □ 役員の解任命令、休眠預金等交付金の全部又は一部に相当する金額の 預金保険機構への納付命令、監督上必要な命令及び期間を定めた民間公 益活動促進業務の全部又は一部の停止命令
  - (三) 指定の取消し
- 五 報告又は資料の提出及び立入検査

行政庁は、金融機関等又は指定活用団体に対し、次の事項を行うことができること。

→ 業務又は財産の状況に関する報告及び資料の提出要求

□ 職員による施設への立入り、質問又は検査

### 六 施行期日等

- 1 この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 この法律の規定は、施行日以後に最終異動日等から9年を経過することとなる預金等について適用すること。
- 3 この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする こと。

# (附帯決議)

本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法の施行から5年後に、幅広く見直すこと。
- 一 民間公益活動の実情につき定期的に内容を把握確認し情報公開に努めること。

# 【文部科学委員会】

### 〇教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)要旨

- 一 教育公務員特例法の一部改正
  - 1 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員(以下「教員等」という。)の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、2の教員等としての 資質の向上に関する指標の策定に関する指針(以下「指針」という。)を 定めるものとすること。
  - 2 公立の小学校等の教員等の任命権者(以下「都道府県教育委員会等」という。)は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該教員等の職責、 経験及び適性に応じて向上を図るべき教員等としての資質に関する指標 (以下「指標」という。)を定めるものとすること。
  - 3 都道府県教育委員会等は、指標を踏まえ、教員等の研修について、毎年 度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとすること。
  - 4 都道府県教育委員会等は、指標の策定に関する協議等を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとするとともに、協議会は、 指標を策定する任命権者及び大学等をもって構成するものとすること。
  - 5 十年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修として、都道府県教育委員会等は、教諭等に対して、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないものとすること。
- 二 教育職員免許法の一部改正
  - 1 小学校教諭の特別免許状の教科として外国語を追加するものとすること。
  - 2 普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする る最低単位数に係る科目の区分を統合するものとすること。
- 三 独立行政法人教員研修センター法等の一部改正

名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるとともに、新たな業務として、 指標の策定に関する専門的な助言、学校教育関係職員としての職務を行うに 当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及並びに文部科学大臣 が行う免許状更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び文部科学大臣の 認定する講習等の認定に関する事務を追加すること。

#### 四 附則

1 この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行するものとすること。

2 文部科学大臣は、この法律の施行の日前においても、指針を定めることができるものとすること。

### (附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 文部科学大臣が策定する指針については、教育委員会等が地域の実情に合わせた指標を自主的・自律的に定めるための大綱的な内容のものとし、地域や学校現場に対する押し付けにならないようにすること。
- 二 教育委員会等が策定する指標については、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとすること。また、同指標は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることを周知すること。
- 三 指標の策定に関する協議会においては、教育委員会や大学の教員養成課程の関係者のみならず、協議等を通じて、地域における課題や学校現場の状況を反映させること。
- 四 指標を踏まえた教員研修計画の策定に当たっては、教員の資質能力の向上 に資する効果的・効率的な研修計画を体系的に整理することにより、教員の 更なる過重負担を招かないようにすること。
- 五 中堅教諭等資質向上研修の実施に当たっては、十年経験者研修と免許状更 新講習の時期等が重複することによる教員の負担を軽減する観点から、免許 状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修の科目の整理・合理化や相互認 定の促進を図ること。
- 六 学校現場で多忙を極める教員が、児童・生徒と向き合う時間を確保しつつ 法の趣旨に則った効果的な研修を受講できるよう、事務職員や他の専門能力 スタッフの拡充を推進するとともに、昨年6月に「教育現場の実態に即した 教職員定数の充実に関する件」を全会一致で決議したことを踏まえ、教職員 定数の計画的拡充に努めること。
- 七 小学校における外国語の特別免許状の授与を決定するに当たっては、外国語の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熱意や教科専門性を十分に問うものとすること。また、外国語が教科化される予定であることを踏まえ、特別免許状は例外的措置であり、小学校における外国語の専科担任制の拡充について検討すること。
- 八 独立行政法人教職員支援機構の運営に当たっては、事務の効率化に努め、

機構の業務範囲の拡大が組織の定員や予算の肥大化につながらないようにすること。

# 〇義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する 法律案(丹羽秀樹君外8名提出、第190回国会衆法第34号)要旨

本案は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 基本理念

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、 学校における環境の確保が図られるようにするとともに、個々の不登校児童 生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること等とすること。

二 国及び地方公共団体の責務並びに財政上の措置

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を実施する責務を有するとともに、必要な財政上の措置その他の措置を 講ずるよう努めるものとすること。

### 三 基本指針

文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針について、地方公共団体等の意見を反映させるための措置を講じた上で定めるものとし、これを公表しなければならないこと。

四 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

国及び地方公共団体は、全ての児童生徒に対する学校における取組への支援、不登校児童生徒に対する支援の状況等に係る情報の教職員、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間における共有の促進、特別の教育課程に基づく教育を行う学校及び学習支援を行う教育施設の整備、学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握とその支援等を通じ、必要な措置を講ずるものとすること。

五 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供 等

地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が 提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在する ことを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学 の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとすること。

### 六 施行期日等

この法律は、公布日から起算して2月を経過した日から施行すること。ただし、五の規定については、公布日から施行すること。

なお、この法律の施行後3年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとすること。

### (附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法に定める不登校児童生徒に対する支援に当たっては、全ての児童生徒に教育を受ける権利を保障する憲法のほか、教育基本法及び生存の確保を定める児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとって、不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。
- 二 本法第2条第3号に定義された不登校児童生徒への支援、その他不登校に関する施策の実施に当たっては、不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- 三 文部科学大臣は、本法第7条の基本指針の策定に当たっては、特に児童生徒や保護者、学校関係者などの当事者の意見を多面的に聴取しその意見を反映させるとともに、本法第3条第1号に掲げる基本理念にのっとり、多様な児童生徒を包摂し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 本法第8条の運用に当たっては、本法第13条の趣旨も踏まえ、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。
- 五 本法第3章に定める不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、

原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。

- 六 本法第10条に定める不登校特例校の整備に当たっては、営利を目的とする 団体による設置・管理には慎重を期すこととし、過度に営利を目的として教 育水準の低下を招くおそれがある場合には、これを認めないこと。また、不 登校特例校や本法第11条に定める学習支援施設の運用においては、本人の意 思を尊重することが重要であり、不登校となった児童生徒が一般の学校・学 級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。
- 七 本法第14条に定める夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置により、就学の機会を希望する学齢超過者に対し、就学の機会が可及的速やかに提供されるよう、地方公共団体は、本法第15条に定める協議会の全ての都道府県への設置に努めるとともに、政府は、地方公共団体に対して積極的な支援を行うこと。
- 八 夜間その他特別な時間において授業を行う学校の実態を踏まえ、教員の加 配も含めた教職員の配置の拡充や教職員の研修の充実を図ること。
- 九 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において 行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り 方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

# 【厚生労働委員会】

# 〇公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正 する法律案(内閣提出、第190回国会閣法第54号)要旨

本案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)の組織等の見直し等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 労働者の総数が常時500人以下の適用事業所の事業主は、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、報酬の月額が8万8,000円以上である等の要件に該当する短時間労働者について、労働者の過半数で組織する労働組合等の同意を得て、厚生年金保険及び健康保険の被保険者とする旨の申出をすることができるものとすること。
- 二 国民年金の第1号被保険者は、出産予定月の前月(多胎妊娠の場合においては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しないものとすること。また、当該保険料の納付を要しないものとされた期間は、保険料納付済期間とするものとすること。
- 三 いわゆるマクロ経済スライドについて、年金額が前年度を下回らない措置 を維持しつつ、賃金変動や物価変動の範囲内で、前年度までの未調整分を含 めて調整するものとすること。また、賃金が低下し、物価変動を下回る場合 には、賃金変動に合わせて年金額を改定するものとすること。
- 四 GPIFに、委員長及び委員8人以内並びに理事長で組織する経営委員会 を置くものとし、経営委員会は、業務方法書の変更、中期計画及び年度計画 の作成又は変更等の議決並びに役員の職務の執行の監督を行うものとするこ と。
- 五 GPIFの理事長並びに経営委員会の委員長及び委員は、経済、金融、資産運用、経営管理等のGPIFの業務に関連する分野に関する学識経験又は 実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとすること。
- 六 GPIFの年金積立金の運用方法に関し、デリバティブ取引について、先 物外国為替であって市場で行われる取引等を追加するとともに、運用に係る 損失の危険の管理を目的として行うものに限定するものとすること。また、 運用方法を特定して行う信託として、コール資金の貸付け等を追加するもの

とすること。

七 日本年金機構は、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、 国庫に納付するものとすること。

八 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

# (修正要旨)

短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定の施行期日を「公布の日」から「平成29年4月1日」に改めること。

# 〇公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等 の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)要旨

本案は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の25年から10年への短縮について、その施行期日を消費税率の10%への引上げに係る規定の施行の日から平成29年8月1日に改める等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしている。

- **〇がん対策基本法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第50号)要旨** 本案は、がん対策の一層の推進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
- 一 目的規定に、がん対策においてがん患者(がん患者であった者を含む。以下同じ。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにする ことが課題となっていることに鑑み、がん対策を推進する旨を加えること。
- 二 基本理念として、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること等を加えること。
- 三 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及 び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとすること。
- 四 がん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画の見直し期間について「少なくとも5年ごと」とされているところを「少なくとも6年ごと」に

改めること。

- 五 がんの予防の推進のために必要な施策として、がんの原因となるおそれの ある感染症に関する啓発及び知識の普及等を明記すること。
- 六 国及び地方公共団体は、がん検診によりがんの疑いがあると判定された者 等が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備等 の施策を講ずるものとすること。
- 七 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成を図るための施策を規定すること。
- 八 がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策として、がん患者 の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること等 を明記すること。併せて、国及び地方公共団体は、がん患者の家族について もその生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとすること。
- 九 がんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがん患者の 療養生活の質の維持向上に資する事項についての研究の促進等の施策を講ず るに当たり、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに 係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとすること。
- 十 その他、基本的施策において、がん患者の雇用の継続、小児がんの患者その他のがん患者における学習と治療との両立、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進等を規定すること。
- 十一 この法律は、公布の日から施行すること。

# 〇民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する 法律案(参議院提出、参法第53号)要旨

本案は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資するため、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、児童の福祉に関する専門 的な知識及び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適 合するように行われなければならないこと。

- 二 養子縁組あっせん事業を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこと。
- 三 民間あっせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合 を除き、養子縁組のあっせんに関し、いかなる名義でも、実費その他の手数 料又は報酬を受けてはならないこと。
- 四 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができること。
- 五 民間あっせん機関は、養親希望者が児童の養育を適切に行うために必要な 研修を修了していない等の場合には、当該養親希望者に対する養子縁組の あっせんを行ってはならないこととするほか、養子縁組のあっせんに係る業 務として、相談支援、児童の父母等の同意、縁組成立前養育、都道府県知事 への報告、養子縁組の成立後の支援等について定めること。
- 六 厚生労働大臣は、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うために必要な指針を公表すること。また、都道府県知事による指導及び助言、報告及び検査に関する規定並びに国及び地方公共団体による養子縁組のあっせんに係る制度の周知のための規定を設けること。
- 七 許可を受けないで養子縁組あっせん事業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すること。
- 八 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった者に対する情報の開示等の制度の在り方については、この法律の公布後3年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとすること。
- 九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内に おいて政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児 童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、養 子縁組のさらなる促進に資するよう、養親希望者の負担の軽減を含む必要な 支援の在り方について検討を行うこと。
- 二 予期せぬ妊娠等、産前産後において特に支援を要する妊産婦や不妊に悩ん

でいる者が、養子縁組のあっせんに係る制度及び特別養子縁組制度に対する理解を深め、必要に応じて利用することができるよう、産科を始めとする医療機関等において両制度の適切な周知に努めること。

- 三 民間あっせん機関が継続的かつ安定的に養子縁組あっせん事業を運営する ことが可能となるよう、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める こと。
- 四 養子縁組のあっせんは家庭における養育を児童に確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、当該あっせん業務の質にばらつきが生じないよう、厚生労働大臣が定める指針や運営基準等の周知徹底に努めること。また、営利目的が疑われるような悪質なあっせん事業を防止するよう、民間あっせん機関の指導監督に万全を期すこと。
- 五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実 父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求め られることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り 方について検討を行うこと。
- 六 養子縁組のあっせんに関する施策については、特定妊婦への支援、養子と なった者の実父母が自立した生活を営むことができるようにするための施策 その他の関連施策との有機的な連携を図ること。
- 七 本来の家庭における養育が困難な児童に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境の継続的な提供に資する観点から、児童相談所及び民間あっせん機関は、可能な限り連携を図りながら相互に協力すること。

# 【農林水産委員会】

# 〇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第52号)要旨

本案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な 推進に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は 次のとおりである。

- 一 被害防止計画の記載事項の追加
  - 1 被害防止計画に定める事項に、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項を加えること。
  - 2 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被害防止計画に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならないこと。
- 二 指定管理鳥獣捕獲等事業との連携

被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業が実施される場合には、当該市町村及びその区域内において被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に携わる者並びに当該指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等及びその実施に携わる者は、当該被害防止施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。

三 鳥獣被害対策実施隊の設置等についての支援

国及び都道府県は、鳥獣被害対策実施隊の設置、その機能の強化その他の 市町村が行う鳥獣被害対策実施隊に関する措置について、必要な支援に努め るものとすること。

四 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等

国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用の促進を図るため、必要な施設の整備充実、食品としての利用に適した方法による捕獲等に関する情報の提供、食品としての利用に係る技術の普及、食品としての利用等その有効な利用に係る開発又は需要の開拓の取組等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとすること。

五 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長 特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等 に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を5年延長し、平成33年12月3日までとすること。

#### 六 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等については、鳥獣被害対策実施隊 により実施されることとなるよう、その設置数の増加を図るとともに、狩猟 者の鳥獣被害対策実施隊員への移行・加入を促進すること等を通じ、猟銃等 による捕獲等を行う隊員数の増加を図るために必要な措置を講ずること。
- 二 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置が平成24年改正により設けられた際の検討の経緯等を十分に踏まえ、当該免除措置を受ける者に対しては、事故防止のための指導を適切に実施するとともに、猟銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 三 効果的な被害防止活動の実施及び正確な捕獲数の把握による個体数管理を 進めるため、捕獲事業の実施に当たって、当該事業の厳格な運用を行うよう、 地方公共団体に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 四 対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する財政上の措置については、その適正な支出が確保されるよう万全を期すこと。
- 五 捕獲等をした鳥獣についての有効な利用を促進するため、食肉としての活用のほか、ペットフード、飼料、皮革製品、漢方薬等の多様な活用の在り方を検討し、その促進のために必要な措置を講ずること。
- 六 捕獲等をした鳥獣について食肉としての流通及び消費を拡大する観点から、 当該食肉の安全性その他必要な情報の表示に関する施策について検討するこ と。
- 七 被害防止施策と指定管理鳥獣捕獲等事業との連携に係る施策を講ずるに当たっては、地域において活動する狩猟者団体その他関係者間の都道府県による調整機能が一層強化されるよう、都道府県に対し積極的な指導を行うこと。
- 八 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する科学的な調査に基づく鳥獣の個体 数等の適確な把握のための取組を促進し、その調査結果を被害防止対策に活 用できるようにすること。
- 九 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の

事故による災害によって鳥獣の捕獲等又は捕獲等をした鳥獣の利用が困難となっている地域があることに鑑み、関係行政機関が連携して必要な施策を着実に実施すること。

右決議する。

# く委員会決議>

### 〇平成29年度畜産物価格等に関する件

我が国畜産・酪農経営は、高齢化、後継者不足などにより、飼養戸数、飼養 頭数とも減少傾向にあり、繁殖雌牛や乳用後継牛の増頭、生産コストの削減な どによる生産基盤の強化を通じた経営の安定と競争力の強化、労働負担の軽減 が喫緊の課題となっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成29年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 我が国畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、地域農業・地域社会を支える多様な畜産・酪農について、畜産物の付加価値の向上や飼料等の生産費削減等の取組を通じて、将来に向けて魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、十分な所得を確保し得る実効性のある施策を実施すること。
- 二 加工原料乳生産者補給金の単価及び交付対象数量については、生クリーム等の液状乳製品の加工原料乳生産者補給金制度への追加と補給金単価の一本化を行い、酪農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- 三 労働時間が長いといった酪農経営者の労働条件を大きく改善するため、酪 農ヘルパーや公共牧場等を活用した育成の外部化を支援するとともに、搾乳 ロボットやパーラーをはじめとする省力化機器や施設の整備に対して集中的 に支援を行うこと。
- 四 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、子牛価格の高騰等を十分勘案し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- 五 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)・養豚経営安定対策事業 (豚マルキン)の補塡率の引上げ、豚マルキンの肉用牛並みの国庫負担水準 引上げ及び肉用子牛の保証基準価格の算定方式の見直しについては、畜産農 家の経営状況等を踏まえ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果

に基づき所要の措置を講ずること。

- 六 畜産・酪農の生産基盤の強化を図るため、関係事業者が連携・結集し、地域一体となって収益を向上させる地域ぐるみの畜産クラスター事業を強力に推進すること。また、繁殖雌牛の増頭や新規参入に対する支援及び和牛受精卵移植を活用した和子牛生産、性判別技術と受精卵移植技術の活用による計画的な乳用後継牛の確保、優良な純粋種豚の導入等への支援を一層強化すること。
- 七 配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営の安定に資するよう、 必要な財源を確保し、引き続き制度の安定的な運営を図ること。
- 八 輸入飼料に過度に依存せず、国産飼料生産基盤に立脚した畜産・酪農経営の確立を図るため、飼料用米・稲発酵粗飼料等を活用した耕畜連携、コントラクター・TMRセンターの育成、高栄養粗飼料の増産、草地改良の実施、放牧の推進、エコフィードの生産・利用等への支援を一層強化すること。
- 九 国産畜産物の輸出拡大のため、HACCPなど輸出先国の衛生条件を満た す食肉処理施設の整備の促進、日本ブランドを前面に立てた市場開拓の取組 への支援、戦略的な動物検疫協議の実施など、輸出促進対策を一層強力に進 めること。また、原発事故等を要因とする各国の輸入規制の撤廃・緩和を強 力に申し入れること。
- 十 原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稲わら、牧草及び堆肥等の農業系汚染廃棄物の処理を強力に推進するとともに、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。
- 十一 畜産経営に大きな被害を及ぼす高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜の伝染性疾病等については、適切な飼養管理の徹底や予防対策などが重要であり、畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導や空港等における入国者に対する水際対策を徹底すること。また、産業動物獣医師の育成・確保に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病等に係る風評被害防止等の観点から、国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。
- 十二 加工原料乳生産者補給金制度の在り方の見直しは、指定生乳生産者団体 の機能が今後も適正に発揮されることが極めて重要であることを念頭に置き、 関係者の意見を聴き、十分な調整を経て行うこと。
- 十三 日EU経済連携協定交渉については、年内の大枠合意を目指して交渉が 行われているが、内容よりも期限を重視するあまり国益が損なわれることの ないよう、特に、豚肉、乳製品等をはじめとする農林水産物の重要品目の再

生産が引き続き可能となるよう、必要な国境措置をしっかり確保すること。右決議する。

# 【経済産業委員会】

# 〇独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案 (内閣提出第8号)要旨

本案は、我が国企業による石油等の資源の確保を促進するため、独立行政法 人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の機能を強化す る等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構の業務について、次の業務を行うことができるようにすること。
  - 1 海外における石油の採取に必要な資金(権利譲受け資金以外のもの)を 供給するための出資
  - 2 海外における石油等の探鉱権等を取得するために必要な権利等の取得
  - 3 石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け
- 二 機構が行う政府保証付き長期借入金等について、海外における石油等の採 取及び可燃性天然ガスの液化に必要な資金を供給するための出資に必要な費 用を対象とすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

# (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。) における案件の審査の実施にあたっては、法の目的・趣旨に厳格に従うとともに、当該案件の採択による現在及び将来の我が国国内の資源とエネルギー産業に対する影響や案件当事国の環境・社会面への影響等も検討するなど、 多方面から厳正かつ適正に行うよう努めること。
- 二 海外資源会社の買収や産油国国営石油企業株式の取得等の業務拡充措置については、政府保証付き長期借入金等による資金調達が可能とされること、機構以外の者への譲渡の期限の定めのないこと等から、場合によっては経済性の少ない権利の取得等が行われ国民負担が生じる懸念があることを十分踏まえ、機構内において厳格な審査を行い得る人材の確保のほか、外部の専門家による資産評価や第三者委員会による確認の手続きを講じるなど審査体制を整備し、業務に係る意思決定の客観性・透明性を確保するとともに、事後の評価に資する十分な情報公開に努めること。
- 三 海外資源会社の買収や産油国国営石油企業株式の取得等の業務の実施については、それに伴い獲得が期待される石油等が我が国への低廉で安定的な資源供給に資するよう、あらかじめ我が国におけるニーズを把握した上でその

利用のために万全の対応を図るとともに、対象となる国からの輸入状況等については、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。

- 四 石油開発技術は、将来に向けてさらなる技術の高度化・広範囲化が求められ、技術が複雑化していることを踏まえ、機構において、幅広い知見を持ち、最適な技術を選択できる人材の育成に積極的に取り組むこと。
- 五 油価低迷等の世界的なエネルギー情勢の変化を踏まえ、我が国自主開発目標の早期達成に資するものとなるよう、機構による民間支援業務を効果的に実施するとともに、政府系金融機関による支援措置等、政府及び関係機関一体となった権益獲得の取組を図ること。
- 六 産油国国営石油企業株式の取得による戦略的パートナーシップの構築にあ たっては、産油国国営石油企業との間で長期的かつ総合的な取組を進め、信 頼関係の構築により将来の権益獲得に資するものとなるよう、担当人材の育 成等の組織体制の強化等に努めること。

併せて、我が国に対する信頼が一層深まるよう、政府においても資源外交 を積極的に展開するとともに、将来的な権益獲得に向けて、政府、機構、民 間資源開発会社が緊密に連携して取り組むこと。

七 独立行政法人に対する国民の厳しい見方があることを踏まえ、真に機構が国民のために必要な行政サービスを提供し、かつ国民に信頼される運営を構築するために、業務・組織の改革に取り組むよう、必要な措置を講ずること。

# 〇割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)要旨

本案は、近年、クレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用による被害が増加するとともに、クレジットカード発行を行う会社と販売業者等と契約を締結する会社が別会社となる形態が増加し、販売業者等の管理が行き届かない場合が出てきていることに鑑み、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 販売業者等に対し、クレジットカード番号等の適切な管理及び不正使用の 防止を義務付けること。
- 二 クレジットカード番号等の取扱いを認める契約を締結する事業者について 登録制度を設け、その契約を締結した販売業者等に対する調査及び調査結果 に基づいた必要な措置を行うこと等を義務付けること。
- 三 認定割賦販売協会の業務に、クレジットカード番号等の適切な管理等に資

する業務を追加すること。

- 四 販売業者等に課せられているクレジットカード利用時の書面交付義務を情報提供義務に改め、電磁的方法による情報提供も可能とすること。
- 五 特定商取引に関する法律において、不当な勧誘により販売契約等を締結した場合の消費者の取消権の拡充等が行われたことに合わせ、これらの販売契約等と並行して締結された分割払い等の契約についても同様の措置を講ずること。
- 六 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政 令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 クレジットカード決済におけるカード発行会社と加盟店契約会社とが役割 分担するオフアス取引が広がっている現状において、カード決済を利用した 悪質加盟店のトラブルを防止するため、消費者からカード発行会社に寄せら れた苦情申出を、カード発行会社から加盟店契約会社に迅速に伝達し、加盟 店契約会社において悪質加盟店情報を集約し加盟店調査及び措置を効果的に 講ずるよう、政府は、業界の実効的な取組を促進するとともに、その実施状 況を検証し、必要に応じて翌月一括払いの取引についてカード発行会社の苦 情伝達等の義務のあり方を検討すること。
- 二 クレジットカード情報の漏えい事故や不正利用被害を防止するため、加盟店のカード情報安全管理義務及び不正利用防止義務の実効性を確保する観点から、加盟店契約会社から加盟店に対する情報管理体制の調査を促進するとともに、加盟店のセキュリティ対策の進捗状況を見える化する方策及び消費者に対しカード情報セキュリティの重要性を啓発する方策を講じ、消費者がカード情報の管理が整備された加盟店を選択できる環境を整備すること。
- 三 クレジット決済における書面の電子化が進展する一方で、加盟店による不 適正取引やカード情報の不正利用被害を防止するためには、消費者がカード 決済の利用明細をチェックすることが重要であることに鑑み、消費者に対す る啓発に取り組むこと。
- 四 クレジット取引を巡るトラブルの適正な解決及び効果的な被害防止を図る ため、消費生活センターにおける苦情・相談の適切な処理が促進されるよう、 地方公共団体における消費生活センターの相談処理機能の一層の向上に向け た研修の充実を図ること。

- 五 政府は、高齢者の消費者被害が社会問題化している状況に鑑み、高齢者の クレジットカードの発行並びに更新時に、適切な審査をカード発行会社が行 うよう指導すること。
- 六 登録が必要となるフィンテック企業等決済代行業者について、登録が必要 となる範囲の運用を明確にするとともに、海外の決済代行業者が関係する不 法行為等から消費者を保護できるよう厳格な運用を行うこと。

## 【国土交通委員会】

# 〇独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案 (内閣提出第2号)要旨

本案は、中央新幹線の速やかな建設を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、当分の間、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務を行わせることとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 リニア中央新幹線の建設に必要な資金の一部を建設主体(JR東海)に貸し付けることを独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が当分の間行う業務として追加すること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

### (附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用 について遺漏なきを期すべきである。

- 一 政府は、中央新幹線が民間企業によって推進されるプロジェクトであることを踏まえ、外部からの働きかけによってJR東海における「経営の自主性」が損なわれないよう十分配慮すること。
- 二 政府は、JR東海が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が貸し付ける資金を活用し、中央新幹線における東京・大阪間の開業年度前倒しに向けて積極的に建設を推進できるよう必要な環境整備に努めること。
- 三 機構は、JR東海が、定められた融資条件に基づき、責任を持って着実に 財政投融資資金の償還を行うよう適切に管理すること。
- 四 政府は、国鉄時代に経営上の重要事項について政治的解決が図られることがあり、その結果として、一部の財政投融資が採算性が不確実な路線の建設等に用いられた過去の教訓を踏まえつつ、インフラ整備に対する財政投融資の活用に際しては、政策的必要性や対象となる事業の採算性を十分考慮すること。
- 五 全国新幹線鉄道整備法に基づく建設主体は、引き続き労働災害の防止をは じめ、工事作業の安全性が十分確保されるよう万全を期すとともに、適宜施 工状況の把握に努めつつ、実行可能な工事実施計画の履行に努めること。ま た、政府は計画の推進に関して、建設主体の安全性確保に係る判断を最大限

に尊重しつつ、環境の保全や、安全かつ確実な施工に努めるよう指導・監督 すること。

## ○道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)要旨

本案は、旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業の許可の欠格事由の拡充、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し、罰則の強化等の措置を講ずるとともに、最近の貸切バス事業をめぐる事故の発生状況に鑑み、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 旅客自動車運送事業の許可について、許可を取り消された者が許可を受けることができない期間を2年から5年へ延長する等欠格事由を拡充すること。
- 二 一般貸切旅客自動車運送事業の許可に更新制を導入し、5年ごとに更新を 受けなければ、その効力を失うこと。
- 三 運行管理者資格者証の返納を命じられた者に運行管理者資格者証の交付を 行わないことができる期間を2年から5年へ延長すること。
- 四 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く一般旅客自動車 運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は 廃止の30日前までに国土交通大臣に届け出なければならないこと。
- 五 一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客自動車運送適正化事業実施機関は、 適正化事業(貸切バス事業者への巡回指導等)の実施に必要な経費に充てる ため、一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができるこ と。
- 六 輸送の安全確保命令に違反した一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗 合旅客自動車運送事業者に対する罰則を強化すること。
- 七 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で 定める日(更新制の導入に係る規定は平成29年4月1日)から施行すること。

# 〇無電柱化の推進に関する法律案(国土交通委員長提出、衆法第9号)要旨

本案は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画(以下「無電柱化推進計画」という。)の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進しようとするもので、その主

な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、無電柱化の推進は、国民の理解と関心を深めつつ、国、 地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、地域住民が誇りと愛着 を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならないと 定めること。
- 二 無電柱化の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者及び国民の責務等 を定めること。
- 三 国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速 な推進を図るため、無電柱化推進計画を定めなければならないこととし、ま た、都道府県は都道府県無電柱化推進計画を、市町村(特別区を含む。)は 市町村無電柱化推進計画をそれぞれ定めるよう努めなければならないこと。
- 四 国及び地方公共団体は、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実、 無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等必要な施策を講じること。
- 五 国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、11月10日を無電柱化の日とすること。
- 六 関係事業者は、道路整備事業、市街地開発事業等が実施される場合には、 当該事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置し ないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路 上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、 当該電柱又は電線を撤去すること。
- 七 国、地方公共団体及び関係事業者は、無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講じること。
- 八 政府は、無電柱化の推進に関する施策を実施するために必要な法制上、財 政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。
- 九この法律は、公布の日から施行すること。

# 〇自転車活用推進法案(国土交通委員長提出、衆法第10号)要旨

本案は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項

を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、自転車の活用の推進は、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならないと定めること。
- 二 自転車の活用の推進に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を 定めること。
- 三 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、自転車専用道路等の整備、路外駐車場の整備及び時間制限駐車区間の指定の見直し、シェアサイクル施設の整備、自転車競技施設の整備、良質な自転車の供給体制の整備、自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上、情報通信技術等の活用による自転車管理の適正化、自転車利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発、自転車活用による国民の健康の保持増進、学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上、自転車と公共交通機関との連携の促進、災害時の自転車の有効活用体制の整備、自転車を活用した国際交流の促進、自転車を活用した観光旅客の来訪促進その他の地域活性化への取組に対する支援等とすること。
- 四 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進計画を定め、遅滞なくこれを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。また、都道府県は都道府県自転車活用推進計画を、市町村(特別区を含む。)は市町村自転車活用推進計画をそれぞれ定めるよう努めなければならないこと。
- 五 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部を置くこととし、 本部長には、国土交通大臣を充てること。
- 六 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、 5月5日を自転車の日とし、同月1日から同月31日までを自転車月間とする こと。
- 七 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。

# 〇道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通 委員長提出、衆法第11号)要旨

本案は、自動車運送事業に係る輸送の安全を確保するため、当該事業に係る 事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で 事業用自動車を運転することの防止等について定めようとするもので、その主 な内容は次のとおりである。

#### 一 道路運送法の一部改正

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこと。

### 二 貨物自動車運送事業法の一部改正

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこと。

## 三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。
- 2 政府は、一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車(以下単に「事業用自動車」という。)による運送の申込みが事業用自動車を利用する旅客以外の者により行われる場合において不適切な運送契約が締結されること等により、事業用自動車の運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大な被害が生じるおそれがあることに鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業者の増加の状況等を勘案し、事業用自動車の運行の安全の確保を実効的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

# 〇建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案(参議院提出、 参法第54号)要旨

本案は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、 建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全 ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等し く重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に 関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかに するとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本とな る事項等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請 負契約における適正な請負代金の額・工期等の設定、建設工事従事者の安全 及び健康の確保のために必要な措置が設計・施工等の各段階において適切に 講ぜられること等により、行われなければならないこと。
- 二 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること等、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策について、国、都道府県、建設業者等の責務を定めること。
- 三 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講じなければならないこと。
- 四 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画を策定しなければならず、また、都道府県は、同計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定するよう努めること。
- 五 国及び都道府県は、建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積 算、責任体制の明確化、建設工事の現場における措置の統一的な実施、建設 工事の現場の安全性の点検、建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の 啓発等に必要な施策を講ずること。
- 六 政府は、厚生労働省、国土交通省等の関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、建設工事従事者安全健康確保推進会議を設けることとし、関係行政機関は、調整を行うに際して、専門的知識を有する者によって構成する建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議の意見を聴くこと。
- 七 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

# (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 建設工事従事者の「安全及び健康の確保」が「処遇の改善及び地位の向上」 の促進を旨として行われるよう、これらを総合的に結びつける施策の検討を 進め、基本計画に盛り込むこと。また、その際「安全及び健康の確保」が何よりも優先されるべきであることに十分配慮すること。

- 二 墜落事故の防止対策その他建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 経費については、現在、政府が進めている法定福利費を内訳明示した見積書 の提出等に関する施策を一層強力に進める等、社会保険一般の未加入対策に ついて、その一層の推進を図ること。
- 三 社会保険に関する必要な経費を適切かつ明確に確保し、これが下請事業者に至るまで確実に支払われ、所要の施策が講ぜられるようにすることは、建設工事従事者の安全及び健康の確保のみならず、処遇の改善を図る上でも重要な施策であることに鑑み、社会保険料一般を含む安全及び健康の確保に関する経費が適切に支払われるよう努めること。
- 四 建設労働災害や事故の原因の一つとして、適正な工期が確保されていない 問題が指摘されていることに鑑み、安全確保のための余裕ある工期の設定が 図られるべきであることを基本計画において明示すること。
- 五 建設労働災害の撲滅に資するため、建設工事現場の調査、研究、分析に努めること。
- 六 建設工事の現場の安全を確保し、災害を防止するためには、不断の点検が 重要となるため、十分な知識・経験を有する者による点検の促進を図ること。
- 七 専門家会議の委員の人選に当たっては、単に専門的知識だけでなく、科学的、社会政策的知見に基づき客観的立場に立った意見及び建設工事従事者の立場に立った意見の反映が担保されるような構成とすること。
- 八 本法の趣旨に基づき、建設労働災害の4割程度を占める墜落災害の撲滅を 期すために、制度の整備及び労働災害防止計画の改定を始めとする実効ある 対策を推進すること。
- 九 本法による施策の推進をより実効あらしめるため、関係する審議会等に現場の実態が的確に反映されるよう、委員の構成等について配慮すること。
- 十 今後東京オリンピック・パラリンピック関連工事が増大することに伴い、 建設工事従事者の安全と健康に特に配慮が必要な状況の下、政府はそのため に必要な対策を講ずること。

## く委員会決議>

## ○運転者への健康起因事故対策に関する件

政府は、運転者の健康に起因する体調急変等による事故を未然に防止するた

- め、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。
- 一 脳ドック、心臓ドックなど、広く健康起因事故対策に必要なスクリーニング検査について、医学的知見を踏まえた調査研究を実施し、疾病運転により安全な運転ができないおそれがある状態の明確化を図った上で、検査の結果に応じて事業者として取るべき対応を含んだガイドラインを作成すること。
- 二 右ガイドライン作成後、当該ガイドラインの活用を促進することによって、 事業者による自主的なスクリーニング検査の導入拡大に取り組むこと。
- 三 これらの対応を行った後、スクリーニング検査の普及状況、事業者負担・事業者支援の見通し、業界を取り巻く社会情勢などを適切に見極めた上で、更に必要となる措置を検討すること。
- 四 道路運送事業者が疾病運転の防止のための措置を講ずる際、障害者がタクシー運転者等として広く従事している現状を踏まえ、これらの者の職業選択の幅を狭めることがないよう事業者への指導等に努めること。
- 五 本法施行後3年を目途に、疾病運転の防止措置の実施状況を勘案し、必要 があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。 右決議する。

# 【安全保障委員会】

# 〇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第 15号)要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛 官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生(以下「学生」 という。)の学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒(以下「生 徒」という。)の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定す ること。
- 二 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される平成28年12月期の期 末手当の支給割合を100分の167.5に引き上げること。
- 三 子以外の扶養親族に係る扶養手当が支給されない職員等について、政令で 定めること。
- 四 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される平成29年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の162.5とすること。
- 五 この法律は、公布の日から施行し、一に関する規定は、平成28年4月1日 から適用すること。ただし、三及び四に関する規定は、平成29年4月1日から施行すること。

# 【予算委員会】

## 〇平成28年度一般会計補正予算(第2号)

本補正予算は、歳出面において、平成28年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」を実施するために必要な経費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成28年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。 (原則として単位未満四捨五入)

# 歳入

成立予算 96,721,841百万円 補正第 2 号 3,286,870百万円 計 100,008,711百万円

## 歳出

成立予算 96,721,841百万円 補正第 2 号 3,286,870百万円 計 100,008,711百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。 (原則として単位未満四捨 五入)

#### 歳入

1	政府資産整理収入	12,500百万円
2	雑収入	271,898百万円
3	公債金	2,750,000百万円
4	前年度剰余金受入	252,473百万円
計		3,286,870百万円

#### 歳出

1 一億総活躍社会の実現の加速 711,890百万円 2 21世紀型のインフラ整備 1,405,644百万円

- 3 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・ 小規模事業者及び地方の支援 430,740百万円
- 4 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化 1,438,850百万円

5 東日本大震災復興特別会計へ繰入 127, 203百万円 6 既定経費の減額 △ 827, 457百万円 計 3, 286, 870百万円

# 〇平成28年度特別会計補正予算(特第2号)

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、東日本大震災復興特別会計 等8特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。 (原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

1 父的忧及い诫	于忧阳的金针别云司	
	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
成立予算	52, 850, 862	51, 382, 436
補正第2号	67, 538	67, 538
計	52, 918, 400	51, 449, 974
2 国債整理基金特	寺別会計	
	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
成立予算	200, 761, 964	200, 761, 964
補正第2号	$\triangle$ 527, 021	△ 527, 021
計	200, 234, 943	200, 234, 943
3 財政投融資特別	別会計	
	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
(1) 財政融資資金	金勘定	
成立予算	37, 717, 317	37, 559, 820
補正第2号	2, 976, 556	2, 919, 060
計	40, 693, 873	40, 478, 880
(2) 投資勘定		
成立予算	775, 794	775, 794
補正第2号	393, 842	393, 842
計	1, 169, 636	1, 169, 636
4 エネルギー対策	策特別会計	
	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
エネルギー需給	勘定	
成立予算	2, 439, 349	2, 439, 349

補正第2号	40, 336	40, 336
<b>計</b>	2, 479, 686	2, 479, 686

5 東日本大震災復興特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
成立予算	3, 246, 894	3, 246, 894
補正第2号	321, 638	321, 638
計	3, 568, 532	3, 568, 532

以上のほかに、労働保険特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳 出予算の補正を行っている。

また、地震再保険特別会計においては、熊本地震に伴い、多額の保険金支払いが発生することにより民間準備金の減少が見込まれるため、1回の地震等による民間損害保険会社の保険金の支払限度額を引き下げる一方で、政府の保険金の支払限度額を引き上げている。

# 〇平成28年度政府関係機関補正予算(機第1号)

本補正予算は、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。 (原則として単位未満四捨五入)

- 1 沖縄振興開発金融公庫
  - 借入金の限度額を80,300百万円から106,481百万円に改めることとすること。
- 2 株式会社日本政策金融公庫
  - (1) 国民一般向け業務

借入金の限度額を1,955,000百万円から2,005,000百万円に改めることとすること。

- (2) 農林水産業者向け業務
  - 借入金の限度額を249,000百万円から274,000百万円に改めることとすること。
- (3) 中小企業者向け業務

借入金の限度額を1,094,000百万円から1,144,000百万円に改めることとすること。

## 【議院運営委員会】

# 〇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (議院運営 委員長提出、衆法第 1 号) 要旨

本案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書の給料の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議員の秘書の全給料月額を改定すること。
- 二 平成28年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三 平成29年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三は、平成29年4月1日から施行すること。
- 五 一は、平成28年4月1日から適用すること。

# 〇国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出、衆法第2号)要旨

本案の主な改正点は、次のとおりである。

- 一 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該国会職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である国会職員に委託されている児童のうち、当該国会職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含むものとすること。
- 二 この法律は、平成29年1月1日から施行すること。

### 【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

# 〇公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)要旨

本案は、選挙人等の投票しやすい環境を整えるため、同一都道府県の区域内で住所を移した者に係る都道府県の議会の議員及び長の選挙権の取扱いの見直し、在外選挙人名簿の登録制度の見直しを行うとともに、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の伸長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公職選挙法の一部改正
  - 1 都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善 日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府 県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していた ことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有す るものは、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとする こと。
  - 2 選挙人名簿の登録制度の見直し 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧制度を廃止すること。
  - 3 在外選挙人名簿の登録制度の見直し
    - 一 在外選挙人名簿への登録の移転(選挙人名簿から抹消すると同時に在 外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。)は、当該市町村の 選挙管理委員会に□の申請がされ、かつ、国外に住所を有するものにつ いて行うものとすること。
    - (二) 年齢満18年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第24条の規定による届出(以下「国外転出届」という。)がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているものは、政令で定めるところにより、転出の予定年月日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができるものとすること。
- 二 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正

最高裁判所裁判官の国民審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と同時に行うものとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で

定める日から施行するものとすること。ただし、二については公布の日から 起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、一の3につい ては公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める 日から、それぞれ施行するものとすること。

# 〇公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正 に関する特別委員長提出、衆法第3号)要旨

本案は、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を洋上投票制度の対象としようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 一 公職選挙法の一部改正

実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であって船員手帳に準ずる 文書の交付を受けているものについては、船員と同様に、洋上投票の対象と すること。

## 二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。

### <委員会決議>

## 〇不在者投票における投票環境の向上等に関する件

本委員会は、公職選挙法の一部を改正する法律案を提出することに決した。 本案は、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充 するため、これらの者を不在者投票である洋上投票制度の対象とするものであ る。

不在者投票については、確実な本人確認の実施などにより制度の安定性を担保しつつ簡便化を図る等、有権者が投票しやすい投票環境の向上を図るとともに、更なる充実した不在者投票制度の広報及び周知の在り方について速やかに検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

右、決議する。

## 【環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会】

# 〇環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律 案(内閣提出、第190回国会閣法第47号)要旨

本案は、環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)の 締結に伴い、関係法律の規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のと おりである。

- 一 関税暫定措置法及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の一部を改正し、原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行うこと。
- 二 知的財産について、以下の規定の整備を行うこと。
  - 1 著作権法の一部を改正し、著作権等の存続期間の延長、著作権等を侵害 する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提 起できることとする等の規定の整備を行うこと。
  - 2 特許法の一部を改正し、発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の 存続期間の延長制度の規定の整備を行うこと。
  - 3 商標法の一部を改正し、商標の不正使用についての損害賠償に関する規 定の整備を行うこと。
- 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正し、外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行うこと。
- 四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正し、同法違反の疑いについて、公正取引委員会と違反の疑いがある者との間の合意により自主的に解決する制度の規定の整備を行うこと。
- 五 畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、肉用牛及び肉豚につ いての交付金の交付並びに輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置 等の規定の整備を行うこと。
- 六 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正し、国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備を行うこと。
- 七 この法律は、TPP協定が日本国について効力を生ずる日から施行すること。ただし、六については、公布の日から起算して2月を超えない範囲内に おいて政令で定める日から施行すること。

## (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 TPP協定の内容及び効果について広く国民の理解を得て、その不安を払 拭するため、引き続き情報提供を積極的に行うとともに、わかりやすく丁寧 な説明に努めること。
- 二 農林水産物の重要品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)について、経営安定及び安定供給のための万全の対策をとること。日本の食文化を守るため、食育の推進に努めること。また、攻めの農林水産業への転換に向けて、農林水産業の体質強化と競争環境の整備等の対策を講ずること。
- 三 SBS米の入札に当たっては、不透明な金銭のやりとりにより国民の疑念 及び農家の不安を招くことがないよう、調整金に対応する必要な措置を講ず ること。
- 四 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え農作物の規制、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、科学的根拠や分別生産流通管理に基づく厳正な措置を講ずるとともに、加工食品の原料原産地表示の拡大を通じ、食の安全・安心を確保すること。特に、遺伝子組換え食品の表示義務について、国民にとってわかりやすいものとなるよう検討を加えること。また、必要な検疫・検査体制を確保すること。
- 五 輸出の拡大に向けて、国内産業の競争力強化対策を講じ、新たな市場開拓、 グローバル・バリューチェーンの構築支援策等を早急に具体化すること。特 に、中小企業・小規模事業者のための相談・支援体制に万全を期すこと。
- 六 特許、商標、著作権制度の変更に当たり混乱が生じないよう、必要な措置 を講ずること。特に、著作権制度の変更については、二次創作活動の萎縮を 招くことのないよう、非親告罪化や法定損害賠償制度について、丁寧な説明 に努めること。
- 七 TPP協定の早期発効に向けて引き続き努力すること。また、国益を損な うような協定の再交渉には応じないこと。

# 〇環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第190回 国会条約第8号)要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。 この協定は、環太平洋パートナーシップ協定交渉参加12箇国の間において、 物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進め、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 物品の貿易に関して、協定に別段の定めがある場合を除き、各国の譲許表 に従い漸進的に関税を撤廃等することのほか、内国民待遇、輸出税の採用・ 維持の禁止、輸出入許可手続の透明化等について規定すること。
- 二 税関手続について、予見可能性、一貫性及び透明性を確保するため、関税 分類の事前教示制度等について規定するとともに、通関手続の迅速化等につ いて規定すること。
- 三 投資について、投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、投資受入国の技術の使用を強制する等の特定措置の履行要求の原則禁止等について規定することのほか、投資家と国との間の紛争解決手続について規定すること。
- 四 国境を越えるサービスの貿易について、内国民待遇、最恵国待遇及びサービス提供者に対する数量等の制限の禁止等を原則義務化するとともに、これらの義務が適用されない措置及び分野を列挙する、いわゆるネガティブ・リスト方式を採用すること等について規定すること。
- 五 電子商取引について、締約国間の電子的な送信に対する関税の賦課の禁止、 自国域内での事業遂行条件としてのコンピュータ関連設備の設置要求の禁止、 他の締約国の者が所有する大量販売用ソフトウェア等の自国域内での利用等 の条件としての当該ソフトウェアのソース・コードの移転要求の禁止等につ いて規定すること。
- 六 各締約国は、自国の国有企業等が物品又はサービスの売買を行う際に商業的考慮に従って行動すること及び他の締約国の企業に対して無差別の待遇を与えることを確保することのほか、自国の国有企業への非商業的な援助によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと等について規定すること。
- 七 商標、地理的表示、特許、意匠、著作権等の知的財産の保護又は権利行使 について、各締約国が講ずる措置等について規定すること。
- 八 相互に補完的な貿易及び環境に関する政策の促進、高い水準の環境の保護 及び効果的な環境法令の執行の促進等を目的として、各締約国が講ずる措置 等について規定すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、全締約国が実施する関税の撤廃 及び引下げ等の対象品目、条件等について規定している。

### Ⅳ 決議案

# 〇北朝鮮による5度目の核実験に対する抗議決議案(佐藤勉君外14名提出、 決議第1号)

去る9月9日、北朝鮮は、核弾頭爆発実験を実施した旨発表した。

これは、決議第2270号等の一連の国連安保理決議や六者会合共同声明、日朝平壌宣言に明確に違反し強行された5度目となる核実験であり、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の戦争被爆国である我が国として断じて容認できない暴挙である。また、核弾頭の運搬手段となる弾道ミサイルについては、我が国の排他的経済水域に落下したものや、潜水艦から発射したものを含め、本年1月以降、既に21発を発射している。

これら一連の行為は、我が国の安全に対する直接かつ現実的脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を損なうものであり、到底許されるものではなく、極めて強く非難する。

本院は、日本国民を代表して、今般の核実験に対し重ねて厳重に抗議するとともに、北朝鮮が、これまでの諸合意に従って速やかに全ての核を放棄し、IAEAの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。

国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。政府においては、国連加盟国に対し、これまでの国連安保理決議に基づく制裁措置の完全なる履行を実現するよう働き掛けを強化しつつ、非常任理事国として新たな決議の採択等国連安保理における議論を主導するとともに、各国との連携を強化し、国連安保理での取組や我が国独自の措置を通じて圧力の強化を追求すべきである。

政府はまた、核・ミサイル問題のみならず、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な侵害である拉致問題をも含め、北朝鮮情勢に関する情報を収集・分析の上、国民に対して的確な情報提供を行うべきである。そして、国際社会が結束して北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

# Ⅴ 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	星の管理に		で人工衛 業(内閣提 第41号)	宇宙基本法の基本理念にのっとり、表 げ及び人工衛星の管理に係る許可に 落下等により生ずる損害の賠償に関 宙の開発及び利用に関する諸条約を に、公共の安全を確保し、あわせて、 もって国民生活の向上及び経済社会の	関する制度並びに人工衛星等の する制度を設けることにより、宇 的確かつ円滑に実施するととも 当該損害の被害者の保護を図り、	(平成28年) 3/4	11/ 9
内閣	○衛星リモートセンシング記録の 適正な取扱いの確保に関する法律 案(内閣提出、第190回国会閣法第 42号)			宇宙基本法の基本理念にのっとり、表シング記録の適正な取扱いを確保するに、衛星リモートセンシング装置の付せて、衛星リモートセンシング記録付シング記録を取り扱う者の認定、内閣星リモートセンシング記録の取扱い	るため、国の責務を定めるととも 吏用に係る許可制度を設け、あわ 呆有者の義務、衛星リモートセン 引総理大臣による監督その他の衛	(平成28年) 3/4	11/ 9
	○一般職の職員の給与に関する法 律等の一部を改正する法律案(内 閣提出第9号)			人事院の国会及び内閣に対する平成の改定に関する勧告並びに国家公務改正についての意見の申出及び一般でする法律の改正についての勧告に鑑て、俸給月額、初任給調整手当、扶育児休業等の対象となる子の範囲の務時間の一部につき勤務しないことにおける休暇の新設等を行うもの	員の育児休業等に関する法律の職の職員の勤務時間、休暇等に関 、一般職の国家公務員につい 養手当及び勤勉手当の額の改定、 拡大並びに介護のため1日の勤	10/14	11/16
		改正する法	-に関する法 - 律案(内閣	一般職の国家公務員の給与改定に伴い 定するもの	い、特別職の職員の給与の額を改	10/14	11/16

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
内閣	推進に関す	る法律案 、第189回国	区域の整備の (細田博之君 国会衆法第20 I付修正)	特定複合観光施設区域の整備の推進 与するとともに、財政の改善に資す 合観光施設区域の整備の推進に関す の基本となる事項を定めるとともに 本部を設置することにより、これを なお、衆議院で、内閣の重要政策に 強化のための国家行政組織法等のにより総務省設置法が改正されたこ い、参議院で、政府がカジノ施設の ノ施設の入場者が悪影響を受けるこ として、ギャンブル依存症等の防止 法律の規定及び第5条の規定に基づ 行後5年以内を目途として、必要な 修正を行った。	るものであることに鑑み、特定複 する基本理念及び基本方針その他 、特定複合観光施設区域整備推進 総合的かつ集中的に行うもの 関する総合調整等に関する機能の 一部を改正する法律第6条の規定 とに伴い、必要な技術的修正を行 設置及び運営に関し講ずべきカジ ことを防止するために必要な措置 について明示するとともに、この に大きである。 について明示するとともに、この に対し、この法律の施	(平成27年) 4/28	12/15 (参議院 回付案に 同意)
		-タ活用推 長提出、衆		官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策を総合的かつ対活用の推進に関し、基本理念を定め責務を明らかにし、並びに官民デー官民データ活用の推進に関する施策もに、官民データ活用推進戦略会議	カ果的に推進するため、官民データ 、国、地方公共団体及び事業者の タ活用推進基本計画の策定その他 策の基本となる事項を定めるとと	11/25	12/ 7
	する法律の		)規制等に関 Eする法律案 551号)	最近におけるストーカー行為等の実にうろつく行為及び電子メールに数をすることを規制の対象に加えると告を経なくてもこれをすることがでがある場合における手続を整備する	質するその他の電気通信の送信等 ともに、禁止命令等について、警 きるようにすること、緊急の必要	11/17	12/ 6

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
		税法及び特  一部を改正  第1号		平成28年熊本地震による災害及び東 実施のための特別の財政需要に対応す 付税の総額について加算措置を講ずる	てるため、平成28年度分の地方交	9/26	10/11
総務	図る税制の めの地方税 一部を改正	近の安定財源 放本的な改 法及び地方 ではまる法律等 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	革を行うた 交付税法の の一部を改	地方消費税率引上げの施行日を変更す税割の税率の引下げの実施時期及び指置法の廃止時期の変更、自動車取得び軽自動車税における環境性能割の導宅借入金等特別税額控除の適用期限のの	地方法人特別税等に関する暫定 税の廃止時期並びに自動車税及 算入時期の変更、個人住民税の住	9/26	11/18
	る法律及び 育児又は家 福祉に関す	5員の育児休 ド育児休業、 医族介護を行っる法律の一 の関提出第	介護休業等 う労働者の 部を改正す	育児又は介護を行う職員の職業生活。 するため、地方公務員について、育児 拡大するとともに、介護のため1日の いことができるようにする等の措置を	休業等の対象となる子の範囲を 勤務時間の一部につき勤務しな	10/14	11/25
法務	及び技能集	)技能実習の 経習生の保護 提出、第189 修正)	に関する法	外国人の技能実習における技能等の記習生の保護を図るため、技能実習を実並びに技能実習計画についての許可等事務を行う外国人技能実習機構を設めのなお、技能実習計画の認定基準に技能人が従事する場合の額と同等以上であ技能実習機構の業務として技能実習となった場合に係る業務を明記すること	施する者及び実施を監理する者 等の制度を設け、これらに関する ける等の所要の措置を講ずるも 実習生に対する報酬の額が日本 あることを明記すること、外国人 生が技能実習を行うことが困難	(平成27年) 3/6	11/18
	部を改正す	理及び難民 る法律案( 会閣法第315	内閣提出、	介護の業務に従事する外国人の受入れ を有する外国人に係る在留資格を設け み、偽りその他不正の手段により上陸 対処するため、罰則の整備、在留資格 るもの	けるほか、出入国管理の現状に鑑 の許可等を受けた者等に適切に	(平成27年) 3/6	11/18

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	○裁判官の報酬等に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出 第12号)			一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸		10/14	11/25
	○検察官の 一部を改正 第13号)			給月額の改定を行うもの		10/14	11/25
法務	○裁判官の の一部を改 出第14号)			裁判官の育児休業の対象となる子の 求され、現に監護されている者、児童 親に委託されている児童など、法律 者にも拡大するもの	童福祉法の規定により養子縁組里	10/14	11/25
	●部落差別の法律案(二) 第190回国会	階俊博君外 8	3名提出、	部落差別の解消を推進し、もって部め、部落差別の解消に関し、基本理だ団体の責務を明らかにするとともにるもの	念を定め、並びに国及び地方公共	(平成28年) 5/19	12/ 9
	●再犯の防 律案(法務 号)			再犯の防止等に関する施策に関し、 団体の責務を明らかにするとともに 本となる事項を定めるもの		11/16	12/ 7
外務	○パリ協定 求めるの件 送付)			2020年以降の気候変動に関する公平 いて定めるもの	Zかつ実効的な国際枠組み等につ	10/11	11/ 8
財務金融	○社会保障の 図る税制の めの消費税 の法律等の (内閣提出)	抜本的な改造 法の一部を改 一部を改正で	革を行うた 女正する等	世界経済の不透明感が増す中、新ため、あらゆる政策を講ずることが必続に関し、消費税率引上げの実施時上の措置について、所要の改正を行	要となっていることを踏まえ、国 期の変更及びこれに関連する税制	9/26	11/18

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
財務金融	化に対応し 確保するた ための特別	て金融の機 めの金融機 措置に関す	ごる情勢の変 機能の安定を 機能の強化の 一る法律等の 受(内閣提出	英国のEU離脱決定に伴う金融資本 国経済の動向といったリスクに対応 めの特別措置に関する法律」に基づる 本の増強等に関する措置の期限につ	するため、「金融機能の強化のた く公的資金による金融機関等の資	9/26	11/25
	休眠預金等 する法律案	に係る資金 (山本とも	生するための 全の活用に関 oひろ君外3 衆法第43号)	休眠預金(預金者が名乗りを上げない 預金者に払い戻す努力を尽くした上 に資する民間団体が行う公益活動(0 生活等を営む上で困難を有する者の 促進に活用するもの	で、国民一般の利益の一層の増進 ①子ども及び若者の支援、②日常	(平成28年) 5/17	12/ 2
文部科学	○教育公務 正する法律		等の一部を改 ≧出第17号)	教員の資質の向上を図るため、教育がある「指針」を参酌した上で、教員の策定及び当該指標を踏まえた「教員をともに、現行の十年経験者研修を「な等の改正を行うもの	の資質の向上に関する「指標」の 研修計画」の策定を義務付けると	10/18	11/18
	育に相当す に関する法	る教育の機 律案(丹羽	おける普通教 会の確保等 日秀樹君外8 衆法第34号)	小中学校における不登校児童生徒を に対し、不登校児童生徒の学校以外の 援等を定める。また、義務教育を充分 めの夜間中学の充実のために必要な	の場における学習活動に対する支 分に受けられなかった人たちのた	(平成28年) 5/10	12/ 7
厚生労働	· · ·	めの国民年 る法律案		公的年金制度について、社会経済情報化、より安全で効率的な年金積立金の金管理運用独立行政法人の組織等のなお、短時間労働者への被用者保険の施行期日を公布の日から平成29年4	の管理及び運用のための年金積立 見直し等の措置を講ずるもの の適用拡大の促進に関する規定の	(平成28年) 3/11	12/14

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	○公的年金 低保障機能 年金法等の 一部を改正 第6号)	の強化等の一部を改正	する法律の		≥25年から10年に短縮する措置に係 引上げ時から平成29年8月1日に改	9/26	11/16
厚生労働	●がん対策: る法律案 ( 号)			事業主の責務等を規定するととも	、がん患者の雇用の継続等に関するに、罹患している者の少ないがん及る研究の促進等基本的施策の拡充	11/15	12/ 9
	●民間あっせ 組のあっせ に関する法 法第53号)	んに係る児	童の保護等	図り、もって児童の福祉の増進に	1のあっせんに係る児童の保護等を 資するため、養子縁組あっせん事業 し、その業務の適正な運営を確保す	11/22	12/ 9
農林水産	●鳥獣によ 被害の防止 する法律の (参議院提	のための特	別措置に関する法律案	捕獲等に従事している者に係る猟	)被害防止計画に基づく対象鳥獣の 気銃の操作及び射撃の技能に関する し、平成33年12月3日までとする等	11/17	11/25
❖ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	○独立行政 属鉱物資源 る法律案(I	機構法の一	, , _ , ,	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 買収支援や海外の国営石油企業の	確保を促進するため、独立行政法人の業務について、海外の資源会社の株式の取得を可能とするとともに、 をのための政府保証付き長期借入金の	10/ 7	11/11
経済産業	○割賦販売法の一部を改正する法 律案(内閣提出第18号)			ドを利用した消費者トラブルが増 とカード番号等を取り扱うことを	事件・不正使用や、クレジットカー加している状況等を踏まえ、加盟店 記める契約を締結する事業者を登るとともに、加盟店にはカード番号 措置を講ずるもの	10/18	12/ 2

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	設整備支援	法人鉄道建 機構法の一部 人内閣提出第:	部を改正す	中央新幹線の速やかな建設を図るため 施設整備支援機構について、当分の間 る資金の一部を貸し付ける業務を行れ	、当該建設に要する費用に充て	9/26	11/11
		法の一部をē 提出第19号)	,	旅客自動車運送事業に係る輸送の安全 るため、旅客自動車運送事業の許可の 事業の休止及び廃止に係る届出制度の 最近の一般貸切旅客自動車運送事業を み、一般貸切旅客自動車運送事業の許 を講ずるもの	)欠格事由を拡充するとともに、 )見直し等の措置を講ずるほか、 をめぐる事故等の発生状況に鑑	10/18	12/ 2
国土交通	-	この推進に関 <sup>っ</sup> i委員長提出、		災害の防止、良好な景観の形成等を図 基本理念を定め、国の責務等を明らかることにより、無電柱化施策を総合的 するもの	にし、推進計画の策定等を定め	12/ 2	12/ 9
		用推進法案 、衆法第10 <sup>5</sup>		自転車の活用により環境への負荷の低 国民の健康増進等を図るため、自転車 の責務等を明らかにし、自転車活用推 もに、自転車活用推進本部を設置し、 に推進しようとするもの	活用推進の基本理念を定め、国 進施策の基本事項を定めるとと	12/ 2	12/ 9
	事業法の一	法及び貨物  一部を改正す  委員長提出、	る法律案	自動車運送事業に係る輸送の安全を確業用自動車の運転者が疾病により安全る状態で事業用自動車を運転することもに、貸切バスの運行の安全の確保をて検討を加え、その結果に基づき必要	全な運転ができないおそれがあ との防止等について定めるとと 実効的に行うための方策につい	12/ 2	12/ 9

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
国土交通		進に関する	全及び健康 法律案(参 ·)	建設業における重大な労働災害の発者の安全及び健康の確保に関する対るため、基本理念、国等の責務を明事者の安全及び健康の確保に関するもの	施策を総合的かつ計画的に推進す らかにするとともに、建設工事従	12/ 6	12/ 9
安全保障		を改正する	-等に関する 法律案(内	一般職の国家公務員の例に準じて る等所要の措置を講ずるもの	坊衛省職員の俸給月額等を改定す	10/14	11/25
予算	(第2号) ○平成28年 (特第2号	三度特別会 ) 度政府関係	計補正予算計補正予算	歳出面において、平成28年8月2日を実現する経済対策」を実施するで方、歳入面において、前年度剰余金のこの結果、平成28年度一般会計第2第1次補正後予算に対し歳入歳出と億円となる。また、特別会計予算及び政府関係機を講ずる。	ために必要な経費の追加を行う一の受入や公債金の増額等を行うも 次補正後予算の総額は、一般会計 も3兆2,869億円増加し、100兆87	9/26	10/11
議院運営	る法律の一	一部を改正	合与等に関す する法律案 は、衆法第1	政府職員の給与改定に準じて、国会 当の支給割合の改定を行うもの	議員の秘書の給料月額及び勤勉手	11/8	11/16
		を改正する	等に関する 法律案(議 法第2号)	一般職の国家公務員に準じて、国会の範囲を拡大するもの	職員の育児休業等の対象となる子	11/ 8	11/16

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
倫理選挙	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	法の一部を	所裁判所裁判 :改正する法 ·)	都道府県選挙の選挙権に係る同一者 し、選挙人名簿の内容確認手段の閲 登録申請方法の見直しを行うととも 期日前投票期間の伸長等の措置を講	覧への一本化、在外選挙人名簿の に、最高裁判所裁判官国民審査の	10/ 7	11/28
<b>無</b>	律案(政治	倫理の確立 に関する特	で改正する法 正及び公職選 別委員長提	実習を行うため航海する学生、生徒 とするもの	その他の者を洋上投票制度の対象	11/15	11/28
ТРР	の締結に伴	う関係法律 (内閣提出	-シップ協定 きの整備に関 、第190回国	環太平洋パートナーシップ協定の紹公正取引の確保に関する法律」「特認「医薬品、医療機器等の品質、有効律」「畜産物の価格安定に関する法律関する法律」「著作権法」「独立行政農林水産物等の名称の保護に関するる日本国とオーストラリアとの間の情報の提供等に関する法律」の規定	午法」「商標法」「関税暫定措置法」 性及び安全性の確保等に関する法 津」「砂糖及びでん粉の価格調整に 法人農畜産業振興機構法」「特定 法律」及び「経済上の連携に関す り協定に基づく申告原産品に係る	(平成28年) 3/8	12/ 9
	の締結につ		-シップ協定 :求めるの件 8 号)	アジア太平洋地域において、物品及由化及び円滑化を進めるとともに、環境等幅広い分野で21世紀型の新力枠組みについて定めるもの	知的財産、電子商取引、国有企業、	(平成28年) 3/8	12/ 9

# 【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法:提出会派名(提出当時)を付記)

委	員会名	議	案	名	概	要
		●国民経済及び国 おそれのある通商 供の促進に関する 出、第189回国会衆	に係る交渉 法律案(岸	に関する情報の提	現状に鑑み、政府の国民及び国会は	会に対して必要な情報が提供されていない こ対する適時かつ適切な方法による情報の こ対する情報の提供の努力義務及び国会に らの
		●歳入庁の設置に 及び年金保険料等 等の推進に関する 出、第189回国会衆	の徴収に関 法律案(今	する業務の効率化 井雅人君外 5 名提	省が所掌している労働保険料の徴収	果及び徴収に関する事務等並びに厚生労働 又等に関する事務並びに日本年金機構が行 関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等 めるもの
		●国家公務員法等の 敦君外16名提出、第	–	, , , , , , , , , ,		く自律的労使関係制度の措置に伴い、人事 Eの確保を図るための人事公正委員会の設
	内閣	●国家公務員の労働 君外16名提出、第1		「る法律案(大島敦 法第14号)(民維ク)	め、一般職の国家公務員に協約締約	こ基づき自律的労使関係制度を措置するた 古権を付与するとともに、これに伴い、団 売、団体協約の効力、不当労働行為事件の こついて定めるもの
		●公務員庁設置法第 回国会衆法第15号)		か16名提出、第190 (民維ク)	家公務員の任免、勤務条件等に関す	き自律的労使関係制度を措置するため、国 する制度並びに団体交渉及び団体協約に関 事行政に関する事務等を担う公務員庁を設
		●政官接触記録の作 君外 7 名提出、第1			の事務又は事業の公正さに対する国 し、もって公務等に対する国民の信	を図るためのあっせんその他の行政機関等 国民の疑惑や不信を招くような行為を防止 言頼を確保するため、行政機関の職員等が る当該接触に係る記録の作成等に関する事

	委員会名	議	案	名	概	要
		●性暴力被害者。 君外 6 名提出、第	第190回国会罗	る法律案(阿部知子 で法第38号) おおさか・生活・社民)	性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせの性質上支援を求めることが困難であるまえた性暴力被害者の支援の重要性に顕策を総合的かつ計画的に推進し、もってるため、性暴力被害者の支援に関するが国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に関するとともに、性暴力被害者の支援に関すの措置を講ずるもの	るという性暴力による被害の特性を踏 監み、性暴力被害者の支援に関する施 に性暴力被害者の権利利益の保護を図 短策に関し、基本理念を定め、並びに で援に従事する者の責務を明らかにす
				法律の一部を改正す ¦、第190回国会衆法 (民進)	国民主権の理念にのっとり、公文書のよ 書等の範囲の拡大、閣議等の議事録の作 設定及び行政文書管理指針の策定につい 史資料として重要な公文書等が国立公文 ために必要な措置等を講ずるもの	F成、行政文書等の保存期間の上限の いて必要な事項を定めるとともに、歴
106_	内閣		正春君外11名	司参画の推進に関す ・提出、第190回国会 進・共産・生活・社民)	政治分野における男女共同参画が、国文及び決定において多様な国民の意見が的ることに鑑み、政治分野における男女共るため、男女共同参画社会基本法の基本男女共同参画の推進について、その基本団体の責務等を明らかにするとともに、進に関する施策の基本となる事項を定め	的確に反映されるために一層重要とな 共同参画を効果的かつ積極的に推進す 工理念にのっとり、政治分野における 工原則を定め、並びに国及び地方公共 政治分野における男女共同参画の推
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	司参画の推進に関す 提出、衆法第12号) (自民・公明・維新*)	政治分野における男女共同参画が、国文及び決定において多様な国民の意見が的ることに鑑み、政治分野における男女共るため、男女共同参画社会基本法の基本男女共同参画の推進について、その基本団体の責務等を明らかにするとともに、進に関する施策の基本となる事項を定め	的確に反映されるために一層重要とな は同参画を効果的かつ積極的に推進す は理念にのっとり、政治分野における は原則を定め、並びに国及び地方公共 政治分野における男女共同参画の推

委員会名	議案名	概
総務	●放送法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外 2名提出、第189回国会衆法第10号)(民主・社民)	国民の「知る権利」、公共放送の自主性・自律性を守るため、日本放送協会の役員人事の透明性・中立性及び会長の適正な職務執行を確保する観点等から、経営委員会の委員の資格及び会長の任命手続の見直し等を行うもの
形论4为	●行政機関の保有する情報の公開に関する法律 等の一部を改正する法律案(階猛君外 5 名提出、 第190回国会衆法第54号) (民進)	国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの
法務	○民法の一部を改正する法律案 (内閣提出、第189 回国会閣法第63号)	社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行うもの
	○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第189 回国会閣法第64号)	民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うもの
	○人事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第190回国会閣法第33号)	国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決 を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等 について定めるもの
	○商法及び国際海上物品運送法の一部を改正す る法律案(内閣提出第16号)	社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化するもの
	●民法の一部を改正する法律案(井出庸生君外 7 名提出、第190回国会衆法第37号) (民進・共産・生活・社民)	個人の尊重と男女の対等な関係の構築の観点から、選択的夫婦別氏制の導入 並びに婚姻適齢及び再婚禁止期間の見直しを行うもの

委員会名	議案名	概
法務	●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外6名提出、第190回国会衆法第57号) (民進・共産・生活・社民)	全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの
外務	○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第2号)	自衛隊と米軍との間で物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組みを定めるもの
財務金融	●国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外3名提出、第190回国会衆法第3号) (民維ク)	国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るため、財政の健全化の推進に関し、基本原則、財政健全化目標及び財政健全化基本方針を定め、並びに国の責務を明らかにするとともに、財政運営戦略の策定等、国の財務に関する情報の開示、行政事業レビューによる事務及び事業の見直し等、行政監視院の設置、地方財政の健全化その他の財政の健全化の推進のため必要な事項を定めるもの
	●格差是正及び経済成長のために講ずべき税制 上の措置等に関する法律案(古川元久君外3名提 出、第190回国会衆法第10号) (民維ク)	社会経済情勢の急激な変化に伴う経済的格差を是正し、及びその固定化を防止するとともに、雇用及び国内投資の拡大等により経済成長を促すことが、我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、個人所得課税の所得控除の在り方の見直し、相続税の課税ベースの拡大及び更なる法人実効税率の引下げの検討等の税制上の措置を定めるもの
	●消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案(山尾志桜里君外4名提出、第190回国会衆法第52号) (民進)	現下の厳しい社会経済情勢及び消費税率の引上げが国民生活に及ぼす影響に 鑑み、消費税率の引上げの期日を延期し及びこれに併せて関連する措置を実 施するとともに、消費税の逆進性を緩和し格差の拡大を防止するため、給付 付き税額控除を導入し、あわせて消費税の軽減税率制度を廃止することに関 し必要な基本的事項を定めるもの

۲	_	4
C	_	ر
(	Ξ	5

委員会名	議 案 名	概          要
文部科学	●公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案 (平野博文君外3名提出、第189回国会衆法第34号) (民主)	公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の学級編制の標準を改めるもの
	●幼児教育振興法案(河村建夫君外 4 名提出、第 190回国会衆法第50号) (自民・公明)	幼児教育の振興を図るため、その振興に関し、基本理念を定め、国、地方公 共団体及び幼児教育施設の設置者の責務等を明らかにし、並びに基本方針の 策定について定めるとともに、幼児教育の振興に関する施策の基本となる事 項を定めるもの
	●チーム学校運営の推進等に関する法律案(福井 照君外5名提出、第190回国会衆法第59号) (自民・公明)	家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い学校が直面する諸課題が複雑化している状況に鑑み、チーム学校運営推進等施策を総合的かつ効果的に推進するため、同施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、同施策の基本となる事項を定めるもの
厚生労働	○労働基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第189回国会閣法第69号)	長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の使用者への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の措置を講ずるもの
	○臨床研究法案(内閣提出、第190回国会閣法第 56号)	国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進する ため、臨床研究の実施の手続、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報 の公表の制度等を定めるもの
	●保育等従業者の人材確保等に関する特別措置 法案(山尾志桜里君外7名提出、第190回国会衆 法第22号) (民維ク・共産・生活・社民)	保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金の改善のための特別の措置等を定める もの

委員会名	議 案 名	概
厚生労働	●労働基準法の一部を改正する法律案(井坂信彦 君外14名提出、衆法第4号) (民進・共産・自由・社民)	労働者の健康の保持及び仕事と生活の調和を図るため、労働時間の延長の上限規制及び休息時間の規制を行い、裁量労働制の要件の厳格化を行うほか、労働時間管理簿の調製を義務付け、あわせて違法な長時間労働に係る罰則の引上げ等の措置を講ずるもの
農林水産	●農業者戸別所得補償法案(岸本周平君外 5 名提出、第189回国会衆法第13号) (民主)	農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の 安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生 産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等 の措置を講ずるもの
	●農地・水等共同活動の促進に関する法律案(岸本周平君外 5 名提出、第189回国会衆法第14号) (民主)	農地・水等共同活動の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、農地・水等共同活動促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの
	●中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第15号)(民主)	中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進を図る ため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めると ともに、条件不利地域農業生産継続推進事業について、その事業計画の認定 の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの
	●環境保全型農業の促進を図るための交付金の 交付に関する法律案(岸本周平君外 5 名提出、第 189回国会衆法第16号) (民主)	環境保全型農業が、農業の持続的な発展及び自然環境と調和のとれた農業生産の確保に有益であるとともに、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応するものであることに鑑み、環境保全型農業を行う農業者に対する交付金の交付について定めるもの
	●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第32号) (民主)	国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの

委員会名	議 案 名	概
農林水産	●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(岸本周平君外 5 名提出、第189回国会衆法第33号) (民主)	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、行政執行法 人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関 し国家公務員法の特例等を定めるもの
	●中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に 関する法律案(中根康浩君外6名提出、第190回 国会衆法第11号) (民維ク)	中小企業者にとって、正規労働者の雇用に伴う社会保険料に係る負担が、新規に正規労働者を雇用することの阻害要因の1つとなっていること等に鑑み、本法施行後5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するもの
	●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案 (奥野総一郎君外3名提出、第190回国会衆法第 30号) (民進)	地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの
経済産業	●熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(田島一成君外3名提出、第190回国会衆法第31号) (民進)	エネルギーの供給及び使用に係る環境への負荷の低減並びに資源の有効利用 の確保に資するため、熱について再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促 進する等の措置を講ずるもの
	●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(中根康浩君外3名提出、第190回国会衆法第32号) (民進)	エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の一層の促進に 資するため、国や地方公共団体等が設置する施設の省エネルギー・再生可能 エネルギー源利用改修の実施等に関し、実施目標や改修計画等について定めるもの
	●エネルギー協同組合法案(福島伸亨君外3名提出、第190回国会衆法第33号) (民進)	地域の住民又は小規模事業者のエネルギーの利用又は供給に係る自発的な協同組織の発達を図るため、地域エネルギーを生産し、これを組合員に供給する事業等を行うエネルギー利用協同組合及び組合員以外に供給する事業等を行うエネルギー供給協同組合に係る措置等を定めるもの

$\vdash$
$\vdash$
$\sim$

委員会名	議 案 名	概
	●官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄一郎君外3名提出、第190回国会衆法第58号) (自民・公明)	国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するとともに、地域の活性化を図るため、官民連携事業に関し、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、官民連携事業の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの
国土交通	○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第 5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止 の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認 第1号)	平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の他、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続き等によって確認された第三国籍船舶及び国際連合安全保障理事会の決定等に基づき凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶であって、その国際海事機関船舶識別番号が明示されるものの入港禁止に加え、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続き等によって確認された日本の国籍を有する船舶に対しても、本邦の港への入港を禁止する等の閣議決定をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるもの
環境	●原子力災害対策特別措置法の一部を改正する 法律案(田嶋要君外3名提出、第189回国会衆法 第30号) (民主)	原子力災害に関する地域防災計画の実効性を確保するため、その作成に係る 内閣総理大臣及び原子力規制委員会との協議等について定めるもの
	●領域等の警備に関する法律案(大島収若外11名   提出 第190回国会衆決第4号) (早継ヶ)	領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、 領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その 他の必要な事項について定めるもの
安全保障	●周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外11名提出、第190回国会衆法第5号) (民維ク)	周辺事態における後方地域支援の範囲を拡充し、対応措置に退避邦人等支援 活動を追加するとともに、後方地域支援等に関し、国会の承認の対象を見直 し、安全の確保等の規定を追加する等の措置を講ずるもの

$\vdash$	_
$\vdash$	_
C	در

— 113 —	安全保障	●国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外11名提出、第190回国会衆法第6号) (民維ク)	国際的な行政機関等支援活動に対し我が国として協力することとするほか、国際平和協力業務に新たな業務を加え、その一部に関し自衛官の武器使用の権限を定めるとともに、国際平和協力隊の隊員の安全の確保に関し必要な規定を整備する等の措置を講ずるもの
		●我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に 資するための自衛隊法等の一部を改正する法律 を廃止する法律案(髙木義明君外16名提出、第190 回国会衆法第7号) (民維ク・共産・生活・社民)	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部 を改正する法律を廃止するもの
		●国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案(髙木義明君外16名提出、第190回国会衆法第8号) (民維ク・共産・生活・社民)	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止するもの
		●第一線救急救命処置体制の整備に関する法律 案(青柳陽一郎君外 6 名提出、衆法第 5 号) (民進・自由)	自衛隊の行動に際して自衛隊員の生命を保護することの重要性に鑑み、自衛隊の衛生の機能の向上を図るため、第一線救急救命処置体制の整備に関し必要な事項を定めるもの
	決算行政 監 視	○平成27年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第190回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成27年4月3日から平成27年12 月22日までの間において決定された使用額は、消費税の軽減税率制度の円滑 な導入・運用に必要な経費等18件、計1,791億円余
		○平成27年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第190回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成28年2月1日から平成28年2月 5日までの間において決定された使用額は、選挙人名簿の登録制度の見直し に伴う選挙人名簿システムの改修に必要な経費等2件、計8億円余
		○昭和19年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決 算及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳 出決算	昭和19年度及び昭和20年度における、朝鮮総督府、朝鮮食糧管理、朝鮮鉄道 用品資金、朝鮮簡易生命保険及郵便年金、台湾総督府、台湾食糧管理、台湾 事業用品資金、樺太庁、関東局及び南洋庁の10特別会計に関する決算

委員会名	議 案 名	概
	○平成24年度一般会計歳入歳出決算 平成24年度特別会計歳入歳出決算 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 平成24年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入107兆7,620億円余、歳出97兆871億円余であり、差引き剰余は10兆6,748億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があって歳入合計412兆5,334億円余、歳出合計377兆117億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額54兆1,067億円余、一般会計等の歳入への組入額等は53兆3,469億円余であり、資金残額は7,597億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があって収入合計1兆1,828億円余、支出合計1兆2,158億円余
	○平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成24年度末現在額は、平成23年度末現在額より2兆4,004億円余増加し、105兆2,547億円余
決算行政	〇平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成24年度末現在額は、平成23年度末現在額より272億円余減少し、1兆169億円余
監視	○平成25年度一般会計歳入歳出決算 平成25年度特別会計歳入歳出決算 平成25年度国税収納金整理資金受払計算書 平成25年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入106兆446億円余、歳出100兆1,888億円余であり、 差引き剰余は5兆8,557億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があって歳入合計422兆8,505億円余、歳 出合計382兆7,169億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額58兆1,085億円余、一般会計等の歳 入への組入額等は57兆3,898億円余であり、資金残額は7,187億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があって収入合計1兆1,473億円余、支 出合計1兆1,333億円余
	○平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成25年度末現在額は、平成24年度末現在額より4,416億円余減少 し、104兆8,131億円余
	〇平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成25年度末現在額 は、平成24年度末現在額より93億円余増加し、1兆262億円余

委員会名	議 案 名	概
	○平成26年度一般会計歳入歳出決算 平成26年度特別会計歳入歳出決算 平成26年度国税収納金整理資金受払計算書 平成26年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入104兆6,791億円余、歳出98兆8,134億円余であり、 差引き剰余は5兆8,656億円余 特別会計の決算額は、15の特別会計があって歳入合計406兆7,363億円余、歳 出合計390兆2,019億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額67兆5,039億円余、一般会計等の歳 入への組入額等は65兆9,299億円余であり、資金残額は1兆5,740億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があって収入合計1兆1,292億円余、支 出合計1兆1億円余
	○平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成26年度末現在額は、平成25年度末現在額より4兆8,169億円余増加し、109兆6,300億円余
決算行政	○平成26年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成26年度末現在額は、平成25年度末現在額より154億円余増加し、1兆417億円余
監視	○平成27年度一般会計歳入歳出決算 平成27年度特別会計歳入歳出決算 平成27年度国税収納金整理資金受払計算書 平成27年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入102兆1,753億円余、歳出98兆2,303億円余であり、 差引き剰余は3兆9,449億円余 特別会計の決算額は、14の特別会計があって歳入合計402兆8,841億円余、歳 出合計386兆2,143億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額73兆4,167億円余、一般会計等の歳 入への組入額等は72兆2,196億円余であり、資金残額は1兆1,971億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があって収入合計1兆920億円余、支出 合計9,196億円余
	○平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成27年度末現在額は、平成26年度末現在額より4兆5,318億円余 減少し、105兆982億円余
	○平成27年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成27年度末現在額 は、平成26年度末現在額より146億円余増加し、1兆563億円余

委員会名	議 案 名	概
	●政党助成法を廃止する法律案(穀田恵二君提出、第189回国会衆法第1号) (共産)	政党の政治資金は主として国民の浄財によって賄われるべきものであること に鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止するもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田 恵二君提出、第189回国会衆法第17号) (共産)	法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の 量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表期限の短縮等の措置を講ずるもの
	●公職選挙法の一部を改正する法律案(逢坂誠二 君外7名提出、第190回国会衆法第61号) (民進)	衆議院比例代表選挙において、衆議院名簿届出政党等の自主的選択により、 重複立候補者について、同一順位の者を性別等の観点から2以上の群に分け、 各群間の優先順位を付することができるようにすること等を定めるもの
倫理選挙	●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する 法律案(奥野総一郎君外5名提出、衆法第7号) (民進・自由・社民)	公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満20年に、参議院議員及び都道府県知事については満25年に、それぞれ引き下げるもの
	●平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案(逢沢一郎君外9名提出、衆法第13号)(自民・公明・維新*)	平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙により選出される議会の議員又は長の任期は、当該地方公共団体の議会が、平成30年10月31日までに、当該議員又は長の任期満了の日として平成35年4月1日から同月30日までの期間内のいずれかの日を定める旨の議決をしたときは、当該議決で定める日に満了することとするもの
震災復興	●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律 案(野田佳彦君外 9 名提出、第190 回国会衆法第 39号) (民進・共産・生活・社民)	被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の措置を講ずるもの
辰火復興	●災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(野田佳彦君外 5 名提出、第190回国会衆法第40号) (民進)	災害  「災害  「製造の  では、  では、  では、  では、  では、  では、  では、  では

※日本維新の会

$\vdash$	_
Ŀ	_
	▔
_	7

委員会名	議 案 名	概       要
	●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外 5 名提出、第190回国会衆法第41号) (民進)	
震災復興	●東日本大震災からの復興の推進のための相続 に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化 に関する法律案(野田佳彦君外5名提出、第190 回国会衆法第42号) (民進)	